

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ども 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) デジタル時代の対応についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 学校給食の食物アレルギー対応食実施についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 子ども3ワクチンについてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (4) 計画行政についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (5) R3年度の予算編成についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。

質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、今議会より議場も音響映像システムが全面的にリニューアルをされました。その初めての一般質問であります。デジタル化が進む中、今後は議会のIT化も図る必要があるのではないかと考えております。

さて、デジタル時代と言われ久しいわけですが、今日の目覚ましい進歩の要因は何と云ってもコンピューター技術と通信機器の技術革新によるもので、その一つにスマートフォンが挙げられるでしょうか。現在のコロナ禍の状況を受け、そのデジタル化の推進は様々な分野で拍車がかかっております。

菅内閣においては、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する突破口として、来年秋にはデジタル庁を創設するとしています。新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一、標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化を行い、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実現できる社会をつくっていききたいとしています。

では、今回それらを受け、質問に入ります。

1、デジタル時代の対応について。

町もこれまでデジタル化に向け様々な取り組みがされてきております。国の指針はまだ示されてはおりませんが、このコロナ禍の時代、さらに推進を図っていく必要があると思っております。

次の3点につきまして、取り上げます。

イ、行政のデジタル化推進について。

町民の利便性向上と行政の効率化推進に向けた取り組みなどの考え方は。現在、素々案として策定が進められております第6次長期総合計画では、情報通信技術の利活用として行政サービスのデジタル化と様々な分野へのICTの活用が上げられております。また、第2期の坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の共通テーマとして、SDGsと併せ、Society 5.0時代の効率的なまちづくりを上げています。Society 5.0時代とは、あわせ、その内容と取り組みを伺います。

この行政のデジタル化が私たちの生活にどう関わっていくのか、地域社会がどのように変わっていくのかをお示しいただきたいと思えます。

次に、ロ、町のホームページについて伺います。

1、リニューアルの内容は。

全国47の都道府県と1,741の市区町村の全てがホームページを開設しているわけですが、ある自治体ホームページの評価のウェブサイトでは、これまでほとんどの自治体は個性がなく、同じようなレイアウト、メニューボタンと仕組みであった。だが、地方創生など地方の魅力が問われる社会が定着してきた昨今、個性をPRする地方自治体の攻めのウェブサイトの活用事例が目立つようになってきたとしています。

私としては待ち望んでいたリニューアルですが、当町を知っていただく玄関であり、その扉を開いて入ってきていただくためにも、新たな工夫が必要と考えます。

次につきまして、質問いたします。

動画、ユーチューブなどの活用は。リキッドデザインを採用した見やすさ、分かりやすさの工夫は。町の魅力の発信として重要施策の移住・定住策、ふるさと寄附金サイトなどの情報の充実

リキッドデザインとは、パソコンやスマホの画面に合わせて表示が変わるデザインで、多くの自治体に取り入れています。周辺自治体の佐久市や御代田町も採用していて、トップ画面は非常にすっきりとしていて見やすさがあります。

当町の移住・定住サイトは多岐にわたる情報がありますが、特に子育て支援策は25項目がずらりと並び、文字を追うだけで疲れてしまうのではないのでしょうか。ふるさと寄附金も年々右肩上がり続け、今後も重要な取り組みです。その工夫などについて伺います。

次に、ハ、産業振興策について伺います。

1、オンラインモノづくり展について。

2、今後の人材確保に向け、インターネット環境の活用は。

10月2日、3日に開催されたオンラインモノづくり展ですが、初の試みとして注目をしておりました。その後、各方面から反響があったとのことで、関係者の皆様には敬意を表するところです。私も全ては確認はできてはおりませんが、ウェブによる企業説明会などは工夫が必要ではないかと感じました。その中でもパネルディスカッションは山村町長のインタビュアーとしての進行の妙もあり、町内トップ企業経営者の皆様の経営現状と今後の展開など生の声を聞く機会となり、充実した内容だったと思います。そこで、今回の検証と今後の取り組みについて伺います。

2の人材確保に向け、インターネット環境の活用については、オンラインモノづくり展においてもその位置づけがあったわけですが、このコロナ禍にあっても町内企業の頑張りには敬服するところです。新たな人材確保は、企業の社会貢献、技術の開発、継承などにつなげていく企業の柱であり、ひいては町の移住定住策、財政にも関わる重要なテーマと捉えます。合同企業説明会、人材確保就職支援事業など、オンライン活用の進捗状況を伺います。

以上につきまして、質問いたします。

町長（山村君） おはようございます。ただいま滝沢議員さんからデジタル時代の対応についてということでご質問がありました。その中で、私からは、（イ）の行政のデジタル化推進についてお答えいたします。全般的な取り組みなどについてお話し申し上げたいと思っております。

新型コロナが、去年、1年前に中国武漢で始まって以来、全世界がいまだにまだ大変な状況であります。特に、北信地域でも非常に厳しい状況になっておりますけども。

コロナ禍において、日本が今までなかなかやろうとしてできなかったこと、あるいは世界に遅れているものの一つにやっぱりデジタル化というのがあるというふうに思っております。これからご説明します行政だけじゃなくて、企業それから学校教育の現場、あるいは家庭、その他全般的な面においてデジタル化というのは進めていかなきゃいけないということだというふうに思っております。

先ほどお話ありましたけども、坂城町議会議員の皆さんもご協力いただきまして、ずっとアナログのままでした。議事の議場の中のいろんなオーディオあるいはビジュアルのシステムにつき

ましてもデジタル化が図られまして、ちょうどこの議場の中に大きなディスプレイがありますけれども、このディスプレイには前は出席人数とそれから時間の表示だけだったんですけども、上田ケーブルビジョンさんのご協力も得て、生放送で中継されている画面も表示されるようになりましたし、それから、来年度からということになりますけれども、6月議会からになると思いますけれども、初めて電子投票も行われるようになった、議案によって電子投票をやるということでもありますので、坂城町の議場もデジタル化に関しまして一歩大きく前進したということだと思っております。

さて、デジタル化の推進につきましては、DXあるいはこれはDTとも言いますが、デジタルトランスフォーメーション、デジタル変革を進め、国が目指すべき未来社会の姿であるSociety 5.0の実現につなげるため、国においてデジタル庁を創設することが発表されております。

この国が目指すSociety 5.0の社会というのは、こういうような背景があります。狩猟社会、これがSociety 1.0だと、それから農耕社会がSociety 2.0だと、それから工業社会、これがSociety 3.0、それから情報社会、これはSociety 4.0に続く新たな社会、これは超スマート社会とも言われておりますけれども、これを指すもので、第5期の科学技術基本計画において初めて提唱されたものであります。

「超スマート社会」というのは、「必要なもの、サービスを必要な人に必要なときに必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越えて生き生きと快適に暮らすことのできる社会」と定義づけられております。

例えば、これまでの情報社会、Society 4.0におきましては、人がナビで目的地を検索し、自動車を運転したり、人の操作によりロボットが生産工程を実施したり、人がサイバー空間へアクセスして情報を入手し、分析したりといった社会であります。国の目指す超スマート社会、Society 5.0におきましては、センサーやIoTを通じてあらゆる情報がビッグデータとして集積され、人工知能、AIが解析し、自動車の自動走行やAIによる最適な分析、提案、ロボットが自動的に生産工程を行うなど、高付加価値をフィードバックするというイメージであります。

デジタル庁を進める具体的なDXの取り組み等につきましては、現段階におきましては定まっていない部分が多く、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

町といたしましても、デジタル変革への取り組みにつきましては大変重要なテーマであると認識しておりまして、現在策定作業を進めております第6次長期総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、SDGsとともに様々な施策に共通するテーマとして位置づけてまいりたいと考えております。

さて、町における行政のデジタル化につきましては、町民の利便性向上と行政の効率化のため、情報通信技術を活用した取り組みをこれまでも行ってきたところであります。先ほども話がありましたけれども、例を挙げますと、町ホームページ上を通じての行政情報の公開や防災行政無線、すぐメール、SNSを通じての情報の発信、電子メールや電子申請システムを通じての受付、電算処理システムの導入による業務効率や正確性の向上などがあります。

また、近年におきましては、水道メーターを利用した高齢者の方の見守りシステムK I Z U K Iの運用ですとか、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな取り組みも実施いたしました。

特に、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインによるWeb会議の開催や小中学校の休校に伴うインターネットを活用した授業を実施したほか、Web会議システムや動画投稿サイトを活用したオンラインモノづくり展の開催など、新しい生活様式に対応した様々な事業を実施してきたところであります。

また、近年のこうしたデジタル化に係る情報通信技術の進展は我々の生活の中にも大きく影響しており、インターネット通販やキャッシュレス決済といったサービスが今や当たり前のように日常生活に浸透しているところであります。

その一方で、対応する機器の整備や保守、セキュリティ対策などが不可欠となり、それに係る費用が必要となるとともに、サイバー犯罪やSNSなどサイバー空間でのいじめや誹謗中傷など新たな社会問題も発生するなど、これまでになかった課題も出てきているところであります。

町におきましては、今後もマイナンバーカードの普及に努めるとともに、行政手続が行える電子申請サービスの拡大や様々なサービス用のアプリやシステムの提供、行政情報のオープンデータ化などを進め、町民の利便性向上につながる施策を進めてまいりたいと考えております。

また、GIGAスクール構想により整備したICT機器を活用した教育の実践、スマート農業による生産性の向上やICTを活用した商機能の活性化など、様々な分野におけるデジタル化についても検討を進めてまいりたいと考えております。

今後具体化する国の動きを注視する中で、新たに生まれる情報通信技術などについても積極的に調査研究を進め、町民の皆様の利便性の向上や行政の効率化などへつなげていければと考えているところであります。

企画政策課長（臼井君） ロの町ホームページのリニューアルについてのご質問にお答えいたします。

町ホームページは、平成21年に現在のデザイン、サイト構成へとリニューアルを行って以来、インターネット回線の高速化や利用者の増加、スマートフォンの普及などの時代の推移に併せ、外国語自動翻訳機能の導入やスマートフォン用サイトの構築のほか、情報の更新頻度の向上と迅速な情報掲載を心がける中で、より見やすくするための見直しを行いながら現在に至っていると

ころでございます。

また、平成30年には、同報系防災行政無線の運用開始に伴い、坂城町防災WEBとツイッターの町公式アカウントの連動運用も開始し、これに併せ、町ホームページにおいても町が発令する緊急情報のほか、Jアラートなど国の緊急情報が出た際に、防災行政無線などと連動し、自動でこれを表示する仕組みを取り入れてきたところでございます。

現在、本年度中の公開に向けて町ホームページのリニューアル作業を進めておりますが、ご質問にもありましたように、より見やすく、分かりやすく、またインターネットに慣れた方にも使い慣れない方にも便利にお使いいただけるホームページになるよう、他の自治体のインターネットサイトなども参考にしながら構築作業を進めているところであります。

見やすさ、分かりやすさの工夫といたしましては、手続や制度についてなど、いわゆる「調べもの」でホームページを利用される方がより少ない手順で目的の情報にたどり着けるよう、ホームページ上のどこからでもスムーズに目的の情報に移動できる仕組み、グローバルナビゲーションの導入を検討しております。

あわせて、従来も行っておりました「暮らし・手続き」「防災・安全」「健康・医療・福祉」といった情報の種別による分類の見直しを行うほか、「引越し」「出産・育児」「病気・健康」「相談」といったライフシーン、生活の場面別の分類も新たに加える中で、膨大な情報の中から直感的に目的の情報にたどり着けるよう、分かりやすい経路づくりを行ってまいります。

そうした使いやすさの向上に加え、ホームページ上の文字を音声で読み上げる機能や背景色、文字色をご自身の見やすい色に選択、変更できる機能を新たに導入するほか、自動翻訳に対応する外国語の言語数を増加させるなど、閲覧支援機能の充実も図ってまいりたいと考えております。

また、視覚に障がいのある方などが自身でもともと使用されている読み上げツールなどの支援機能を利用して町ホームページを閲覧する際に、より円滑に閲覧ができるようアクセスのしやすさ、いわゆるアクセシビリティの確保も引き続き行ってまいります。

こういった使いやすさ、利便性の向上と併せて、坂城町の魅力を視覚的にビジュアルでアピールできるようトップページのデザインを一新し、町の見どころや四季折々の風景など、そうした画像を動的に表示し、町の魅力を視覚的に伝え、思わずクリックして詳細を見たいくなるようなデザインも検討しているところであります。

また、ご質問の「移住・定住」や「ふるさと寄附金」につきましては、情報発信の主な対象が町外在住の方であり、町ホームページでの情報発信の重要性が高いテーマでありますので、サイトのトップページに専用の入り口を設け、アクセスしやすくするなどの対応を図るとともに、必要な情報を集約して掲載することで当町への興味を深めていただけるよう工夫していきたいと考えております。

次に、そういった見た目、視覚的な魅力と利便性、分かりやすさを両立し、スマートフォン、

パソコンなど閲覧環境が異なってもホームページの見た目や利便性を維持するための手法としては、ご質問にありましたリキッドデザインと、これに類似するレスポンシブデザインのどちらを採用すべきかといった検討も行っております。

リキッドデザインとレスポンシブデザインは、共に閲覧する方が使用する端末の画面サイズに応じてサイトのレイアウトが変わる点は共通しておりますが、画面サイズに応じて自動的にサイトの構成パーツを並び替えて表示するリキッドデザインでは、画面サイズによってはレイアウトが意図しない形に崩れ、読みにくくなってしまう場合がございます。これに対し、画面サイズに応じてあらかじめ用意した最適なレイアウトを表示するレスポンシブデザインですと、サイト構築時に複数のレイアウトを作成するという手間はあるものの、意図せぬレイアウトの崩れは生じにくく、見た目、読みやすさの維持をしやすいことから、こちらの手法の採用を検討しているところでございます。

最後に、動画の活用につきましては、本年から動画投稿サイトYouTube内に坂城町の公式チャンネルを開設し、現在、動画コンテンツの増加を図っているところであります。

現状におきましては、さかき千曲川バラ公園や千曲川での花火などの風景動画、さかきふれあい大学教養講座の講演、また先月11月に開催された第27回全国山城サミット上田・坂城大会のオンライン講演会などの動画を掲載しております。

このほか、本年度から運用を開始している子育て応援アプリの中では、初めの子育て中のお父さん、お母さんに向け、乳児の沐浴や離乳食の調理、おむつ交換の仕方など動画で紹介するという活用も行っているところでございます。

今後は、動画による情報提供につきましてもホームページとひもづけするなど工夫する中で積極的に活用してまいりたいと考えております。

現在のコロナ禍におきまして、住民の皆さんとの対面が限られる中、動画での情報発信の重要性、実用性は増してきておりますことから、今後のさらなる動画コンテンツの有効活用に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） ハの産業振興策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、自宅から仕事を行うテレワークや学校における授業のリモート化など、様々な分野でデジタル化がさらに進められているところでございます。オンラインによるイベントや行事などにおきましては、新型コロナウイルスの感染リスクが減る、感染への不安が払拭できるなど、コロナ禍においても安全に安心して開催でき、参加できるメリットなどがございます。

さて、さかきオンラインモノづくり展は、10月2日と3日の2日間で開催し、当初予定していた各企業がそれぞれのブースに製品等を展示する形態に変えて、インターネットを活用したオンラインによるモノづくり展としてほかに先駆けて実施いたしましたところでございます。

当日は、最小限の人数により新型コロナウイルスの感染対策を十分に講じた中で、坂城テクノセンターからオンラインによるセミナーや企業説明会などを行い、町内企業が有する技術、製品等の紹介や県内外の学生に対する町内企業の紹介など、ビジネスチャンスの場として、また若者等のUIJターン就業に向けたPRの場として情報配信を行ったところでございます。

10月2日は、オープニングセレモニーの後、大学の教授による特別講演や町内の経営者をパネリストに実施したパネルディスカッション、また町内企業によるプレゼンテーションを開催し、Web会議システムと動画投稿サイトにより視聴できる形といたしました。視聴者数は延べ915人であり、またその翌日から11月24日までにおける動画投稿サイトによる視聴者は延べ1,288人でありました。

さらに、坂城高校においては、授業の一環として、1年生から3年生までの220人が動画投稿サイトによる視聴を行い、町内企業の技術力とものづくりの魅力や楽しさを知る大変よい機会になったものと考えております。

10月3日の企業説明会、大学研究シーズの発表及び大学、高校の紹介では、Web会議システムのみでの配信でありましたが、延べ293人の視聴がございました。

今回開設したオンラインモノづくり展のホームページには、1,433の方が約3,500ページを閲覧しており、出展企業や大学などの情報をホームページを通じてもご覧いただけたものと考えております。

さらに、上田ケーブルビジョンによるライブ中継を行い、視聴者数は把握できませんが、インターネット環境が整っていない方にも視聴いただくことができました。

なお、モノづくり展ホームページにつきましては、来年10月31日まで公開をしております。企業情報や学校情報のほか、特別講演やパネルディスカッションなどもご覧いただけますので、視聴されていない方など多くの皆さんに今後ともご覧いただければと思います。

12月1日には、オンラインモノづくり展実行委員会の反省会が開催されましたが、実行委員の皆様からは「オンラインによるプレゼンテーションの方法など企業も勉強になった」、「コロナ禍の中で初めての試みではあるがよい取り組みであった」、「オンラインモノづくり展をUCVで見たとの声があった」、「今後もオンラインによる取り組みを生かしていただきたい」などのご意見をいただいたところでございます。

次回のさかきモノづくり展の開催では、より多くの皆様にご参加いただけるように、開催時期や開催する時間帯の設定、企業、学生への周知方法、展示会の内容などを検討するとともに、リアル展示会とオンライン展示会が融合した新たな形でのモノづくり展を関係団体と連携して開催してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の人材確保に向けたインターネット環境の活用についてお答えいたします。

当町では、町内企業における優秀な人材の確保と町と連携している大学等の就職支援を行うた

め、これまでテクノセンターやテクノハート坂城協同組合など関係機関と連携して、合同企業説明会やインターンシップ事業、企業見学会などの取り組みを行ってまいりました。新型コロナウイルス感染拡大防止や感染予防のため、今まで行われてきました直接企業と学生が会う合同企業説明会や面接、インターンシップなどは、3密を回避する観点からそのほとんどが中止となり、オンラインに切り替え、開催しているところでございます。

そのような中、さかきオンラインモノづくり展において行った企業説明会では、オンラインにより県内外の学生などに対して、企業担当者による企業の事業内容や採用計画などの説明のほか、企業紹介ビデオの配信などを行い、「モノづくりのまち坂城」を町内外に広く発信し、次世代を担う若者の就業促進と企業の人材確保を図ったところでございます。

また、連携協定を締結している大学が主催し、12月から来年3月までに開催予定の合同企業説明会につきましても、全てオンラインにより行われる予定となっております。

これからも町内企業への就職につながるよう各大学と連携し、開催案内による周知等、企業や学生への情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、長野地域連携中枢都市圏や東信州次世代産業振興協議会など、当町が構成員として参加しております広域的な団体におきましても、オンラインによる人材確保や就職支援などの事業を進めております。

長野地域連携中枢都市圏の事業につきましては、就職情報サイト「おしごとながの」による企業や求人情報の発信をはじめ、「オンラインインターンシップ」や「オンライン企業説明会」、学生の企業理解の促進を図る「ナガノのシゴト博オンライン」などを実施しており、当町からも数社参加しております。

東信州次世代産業振興協議会では、人材確保支援事業として、地元高校生の1,000人オンライン企業博を現在開催しており、身近にある企業ではどんな人がどんな仕事をしているのか、地元高校生に広く知る機会を提供し、地域での就職を促進するため行っております。

町内企業及び坂城高校においても、地域の企業を再認識し、地元企業での就職につなげるため参加をいただいているところでもございます。

新型コロナウイルス感染症に対応したオンラインによる新たな取り組みを有効的に活用するとともに、オンラインのメリットを最大限活かす中で、関係機関との連携により就職支援及び人材確保に努めてまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま町長、担当課長より詳細な説明をいただきました。やはり、町長も言われたとおり、このデジタル化、デジタル時代というのは、今や生活になくてはならない存在ということには理解しておりますが、ただ、横文字が多いんでなかなか我々の世代にはついていけない部分もあるんですが、やはりそれについていくよう私たちも勉強をしていかなければならないと思っております。

今、Society 5.0ということで説明をされたわけですが、確かに2.0の農耕狩猟時代ですか、そういう時代から進んできたということで理解をいたしました。これが、将来、Society 6.0とか7.0、そういう時代というのはどういう時代になるんだろうということをちょっと予想すると、なかなか未来に対して興味が湧いてくるところでございます。

町ホームページについては、今進めていただいているところですが、一応デスクトップのところはレスポンスデザインですか、こちらの採用を考えているということで、いろいろ他自治体の事例も参考にされているということですので、やはりそういういいところを取り込んでいただいて、個性豊かな坂城町のホームページにしていいただければなというふうに思っております。

それと、オンラインモノづくり展に関しては、実に、今数字的なこともお聞きしたんですが、非常に多くの方が視聴されたということは非常に素晴らしいなというふうに思いました。それで、反省会でもおおむね皆さん好評であったということで、またこれが次につながるいい取り組みだったのではないかとというふうに捉えております。

その中で、3点につきまして再質問させていただきます。

まず、行政のデジタル化についてですが、デジタル化の推進で来年度からGIGAスクール構想もスタートされるわけです。さらに大容量の情報ネットワークの環境になることが予想されます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、やはり私の懸念としてそのセキュリティ、特にサイバー攻撃というのは事例が最近頻繁に起こっておりますので、そのセキュリティと日常の管理、運用、保守点検に関してですが、現在も対策はされているわけですが、今後これらの運用を各担当部署で対応するのか、また専門部署で一括管理をされていくのかということで質問をいたします。

次に、ホームページについてですけれども、いろいろ今やっけていただいている中ではありますが、やはりこれは以前からもう取り上げられていた町の行事やイベント情報についてですけれども。

今のホームページは町の出来事ということは非常に丁寧にアップされて、ああ、こういうことがあったんだなということは後で分かるわけなんです。やはり、事前にそういうイベントなりいろんな行事があるということを広くお示しをいただく必要があると思っております。

今、リニューアルに向けて進んでいる最中ではございますが、そこら辺の工夫、どんなような構想をお持ちなのかということをお聞きをしたいと思います。

それで、3点目、オンラインモノづくり展に関してですけれども、町内幾つかの若手のグループがありますけれども、そんな皆さんを交えて新たな商品開発、それから新分野の技術の研究や町の将来像などのテーマでパネルディスカッションの企画を次の機会に望みたいと思っておりますけれども、お考えはいかがでしょうか。

以上、一括質問させていただきます。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、情報ネットワーク環境のセキュリティといった部分のご質問でありますけれども。

まず、管理面につきましては、副町長を最高情報統括責任者とする坂城町セキュリティー委員会を組織する中で、情報セキュリティポリシーなどを策定するとともに、職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年開催するなど、安心、安全な運用が行えるように努めているところでございます。

また、システム面におきましては、住民基本台帳、町税、福祉などの個人情報を取り扱う町の基幹業務のネットワークと外部インターネットを利用するシステムは分離されており、インターネットから個人情報への不正アクセスやインターネットを通じた情報漏えいなどが生じないように構成されております。

加えまして、基幹業務システムにおきましては、情報漏えいが生じないようUSBメモリーなど外部記録装置の利用について制限を行うなど、端末の一元化を行っております。

また、役場からのインターネット利用につきましては、長野県と県下市町村が共同で設置する長野県自治体情報セキュリティークラウドによる不正通信の監視が行われており、町ホームページへの不正アクセスなどの不正通信を検知した場合、インターネットから遮断されて情報の改ざんや漏えいを防止する仕組みとなっております。

ご質問のGIGAスクール構想に基づく小中学校のシステムにつきましては、役場のシステムとは独立したネットワークによりシステムを構成し、専門業者への委託により管理、運用、保守を実施してまいります。加えて、児童生徒がインターネットを利用するネットワークは教員が利用するネットワークとも別のネットワークとなっておりまして、学校で管理する個人情報の漏えいなどが生じないようなセキュリティに配慮した仕組みとなっております。

今後につきましても、管理面、システム面の双方から情報ネットワーク環境に係る総合的なセキュリティー対策を実施し、適切な管理、運用、保守に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、町ホームページリニューアルに向けたイベント情報についてのご質問でございますけれども。

イベント情報の掲載につきましては、現在広く一般の方を対象としたイベントにつきまして、開催月ごとに集約した情報を町ホームページに掲載し、あわせて同報系防災行政無線、すぐメール、ツイッターなどと連携したお知らせを行っているところでございます。

イベント情報の発信につきましては、今後もホームページでの情報発信と町独自の様々なツールを組み合わせた複層的な情報の発信を進めていきたいと考えております。

今回のホームページリニューアルに際しましては、イベント情報掲載ページへのアクセスをし

やすいよう、トップページに特設の入り口を設けてまいりたいというふうに考えておりますとともに、掲載方法やアクセス方法を工夫して、より見やすく分かりやすいイベント情報の発信につなげてまいりたいと考えており、具体的なデザイン等について、今後、専門業者の技術的なアドバイスも受ける中で詰めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） オンラインモノづくり展に係る再質問にお答えをいたします。

今回のオンラインモノづくり展の中で、町内経営者をパネリストに行われたパネルディスカッションについては、大変好評でございました。町内の企業や経営者などの思いを知る大変よい機会であると考えておりますので、モノづくり展に限らず、今後も様々な機会を捉えて町内の若手経営者や後継者の皆さんにも参加いただける企画について、商工会など関係機関とも連携して検討してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 担当課長より再答弁いただきました。

まとめということにさせていただきますが、やはり行政のデジタル化ということ、これは全国的各自治体、市町村、国、県、市町村がネットワークでつながって一定の標準化が図られていくものと思っております。その中でも自治体の独自性とか創意工夫が活かされるのか、そこら辺、やはり町としても注視をしていく必要があるのではないのでしょうか。

それと、ホームページについては、答弁にありましたが、現在の主流は情報をてんこ盛りにするよりもサイト内でその検索をしていくというのが重要ということでございます。個性のある攻めのウェブサイトになるよう期待をしております。

オンラインモノづくり展に関しては、来年はリアルな展示会になる予定でございますが、やはり今回の技術を取り入れて、ふード市などともコラボして一大イベントになるように望みたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

2、地域の環境問題について。

平成29年6月に同僚議員も取り上げましたが、猫に関する問題です。

本年6月、環境省の動物の愛護及び管理に関する法律等の一部が改正され、より厳しい罰則で飼い猫の適正飼養がより求められる時代となっています。その背景には、国も社会環境問題として重要視しているのではないのでしょうか。

では、以下につきまして質問いたします。

イ、飼い猫と地域猫（飼い主のいない猫）について。

飼い犬と併せ、ペットの存在は癒やしや安らぎを与えてくれる存在で、家族のパートナーとして捉えられています。特に、このコロナ禍で家にいる時間が長期化する中、新たに飼う方が増えている状況もあります。飼うに当たっては、ペットの命を全うするまで見守る責任と覚悟が必要であります。

さて、猫問題には、飼い猫が多頭飼育につながっていくケースと、飼い主のいない猫、いわゆる地域猫に関わり苦情や問題となるケースがあります。現在、この猫問題に対し自治体の取り組む姿勢が大きく変わってきていると捉えております。地域猫活動には、近隣の上田市、千曲市も行政の補助と地域の理解、市民ボランティアの献身的な活動で定着をしてきております。

千曲市の事例ですが、上山田温泉はご存じのとおり観光業として成り立っております。この地域に飼い主のいない猫が繁殖し、聞くとところ200匹ほどに増え、ふん・尿、猫同士の争いなど、地域の大きな問題となっております。その中、行政、市民ボランティア団体、地域、上山田の場合は地元自治会、温泉組合、育成会などと併せて、皆さんが連携し協力の下、地域猫を捕獲し、手術室に改造したワゴン車で獣医師が現地に出向き避妊・去勢手術を行い、また元いた場所に戻すという取り組みを実施し、本年7月から始めた活動で50匹あまりの実績を上げております。これが、地域猫活動の一端の取り組みであります。

私も立ち会わせていただきましたが、獣医師の先生の話ですと、適切な餌の管理、猫トイレの設置、手術を継続していけば、猫同士の縄張り争いやふん・尿被害も減り、四、五年先には個体数は確実に減少するだろうと言われました。

また、上山田温泉地域の方からは、これからは猫との共存を目指していきたいとの言葉が印象的でした。

まずは、増やさないこと、これが基本の考え方です。

もう一つが、飼い猫に起因する問題です。社会問題となっているのが多頭飼育です。猫の繁殖力はすさまじく、1匹の雌猫が1年後には20匹、2年後には80匹にまで増えると環境省の資料にあります。

その多頭飼いから崩壊につながっている事例は報道もされておりますが、その猫が野に放たれば、即、地域の環境問題となります。飼い主は、飼い猫の適正な飼養に努める責任がありますが、それだけではない状況もあり、様々な観点から注視をする必要があると思います。つきまして、下記2点について質問をいたします。

- 1、当町の場合、猫に対するここ3年の苦情の状況は。
- 2、問題解決に向け、飼い猫、地域猫に不妊・去勢手術の補助をであります。

まず、苦情の内容と年間の件数などお聞きをいたします。

先週4日の県議会でも、この件に関して質問がされました。県側の答弁で、多頭飼育問題は県保健福祉事務所が把握した事例で、平成30年度に65件あり、そのほかにも明らかになっていない事例があるものとしています。要因として、猫の高い繁殖力に対し繁殖制限手術を施すなど適正な飼養管理がされていないことで、その背景には生活困窮やひきこもり、認知症など飼い主の抱えている事情が影響していると認識しているとのことでした。

猫に対する苦情と併せ、当町での多頭飼育の問題の報告はあるでしょうか、お聞きをいたしま

す。

現在、県下で補助金を実施している自治体は、補助内容に地域差があるものの、31市町村にまで増え、自治体が問題視している姿勢がうかがえます。また、近隣自治体では、ふるさと寄附金事業のガバメントクラウドファンディングの活用事例もあり、当町でも一考を望むところです。

私は、行政の補助だけで解決する問題ではないと考えております。地域猫活動を立ち上げ、実施していくためには、行政の補助、支援と地域への啓発と理解、そしてボランティア団体の支えと協力、この三位一体で問題を共有し、連携していくことが不可欠で、その一つが欠けても実現は難しいと考えます。ぜひ、ご検討をいただきたいと思っております。

以上、質問いたします。

住民環境課長（関君） 2、地域の環境問題について、イ、飼い猫と地域猫について、順次お答えします。

ここ3年間の猫に対する苦情の状況と内容はとのご質問でございますが、猫に関して、町が対応するケースの多くは、公道上に放置された死骸についてのものでありまして、年間約25件程度となっております。

その他の苦情といたしましては、猫が敷地に住みつく、庭木を傷める、ふん尿や悪臭などにより年に平均四、五件程度寄せられているところではございますが、多頭飼育に限定した上での苦情件数は、当町のおきましては、県保健福祉事務所も含めて確認できていないところでございます。

周辺の生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる場合は、動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法というものなのですが、及び長野県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、県保健福祉事務所が飼育に関する指導や助言、相当の事由がある場合につきましては引き取り、引き取った猫の譲渡などを行うこととなっております。

また、町でも県と連携の下、生活環境を保全するという観点から、飼い主に対して適正な飼育についての情報提供や依頼を行っているところでございます。

飼い主は、生涯責任を持って飼育しなければなりません。繁殖制限をしないで自由に屋外と行き来できる環境で飼育したことで増え過ぎてしまったり、屋外の猫に安易に餌だけを与えて管理しないことなどが、結果としてふん尿被害ほか周辺環境の悪化の要因となっていると認識しているところでございます。

次に、問題解決についてでございますが、猫につきましては、犬と異なりまして、法に基づく登録制度が設けられておりません。犬は狂犬病予防法により登録が義務づけられておりますが、猫にはそのような登録制度がないために、頭数や保護活動の実態把握が非常に困難でございます。

また、猫は繁殖力が強く、1頭のメスが年に3回妊娠し、場合によっては合計20頭以上子猫を産むとも言われてございます。

本年6月には、先ほど議員さんからもあったように、改正動物愛護法が施行されまして、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の遵守が明記されました。これによりまして、動物がその命を終えるまで食料を与えて養い育てる終生飼養や適正な飼養が困難になる恐れのある場合の繁殖制限の義務化など、飼い主の責任が拡大をされ、より明確化になりました。

この遵守すべき基準では、所有者等に対しまして、公共の場所及び他人の土地、建物を損壊し、またはふん尿その他の汚物、毛、羽毛などで汚すことのないように努めることや、適正な管理が可能な飼養数にすること、適正な管理ができない場合は、原則として去勢手術、不妊手術等繁殖を制限するための措置を講ずることが定められております。

一方で、飼い主のいない猫を野良猫として放置するのではなく、周辺の住民の理解を得た上で動物愛護のボランティアの皆さんが主体となってふんの処理、餌場やその周辺の衛生管理、決まった時間と場所での餌やり、不妊・去勢手術の実施などをして一代限りの命を全うさせ、将来的には飼い主のいない猫を減らそうとする地域猫活動が大変効果を上げている地域があるということもお聞きしております。

県によりますと、県内243の地域にこの地域猫活動があるということも聞いております。

一方で、猫が苦手な方やアレルギーをお持ちの方などのご意見もございまして、地域猫活動として周辺住民全体の理解を得ることは大きな課題もあるということも聞いております。

当町におきましては、一代限りの命が全うできるよう、地域猫活動にならった方法で猫の世話をされている方もいらっしゃるということも聞いておりますが、地域周辺住民全体の理解を得た上での地域猫活動をするボランティア団体、そういったものは現在のところ確認していない状況でございます。

町といたしましては、生活環境保全の観点から、所有者等による責任ある飼育が野良猫を発生させないための原則であると考えておりますので、県保健福祉事務所と相談しながら、引き続き、広報さかきや町ホームページ等の適正な飼育について周知してまいりたいと考えております。

次に、飼い猫、地域猫に不妊・去勢手術の補助をとのご質問でございます。

県内においては、飼い猫の不妊・去勢手術に対して助成を実施している自治体は、県の食品・生活衛生課の情報によりますと、飼い猫では25市町村、地域猫を含む飼い主のいない猫を対象として実施している自治体は12市町村で、何らかの補助を実施している市町村は、動物愛護会での対応も含めまして、合計で32市町村と把握しております。

所有者の責任において飼養すべきものに対してそもそも公費を使うことの議論がある中で、ふるさと納税の仕組みを使ったガバメントクラウドファンディングを活用した資金調達を行う中で、繁殖制限の手術費用の助成を行っているところもあると聞いております。

地域猫を対象としている松本市でも、市内に生息する飼い主のいない猫で、地域の複数の住民により一定の飼養をされて市が指定する団体等の認定を受けた猫に限って対象とするなど、一定

の要件を設けている例もございます。

このように、猫の不妊・去勢手術に対する助成は、それぞれの市町村で地域ごとの状況を見極めた上で必要性など判断し実施しているものと考えているところでございます。

屋内飼育の徹底をはじめ、必要に応じて、まずは飼い主の責任において不妊・去勢手術を実施していただくことが重要と考えており、補助制度の導入につきましては大きな課題があると考えておりますが、他県では、県が補助制度を実施しているところもあったり、また長野県では手術の実施体制について現状も踏まえた上で検討するとのことでございますので、ご意見も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も近隣市町村の施策を含めた状況、事例の把握に努めまして、国におきましては多頭飼育対策に関するガイドラインというものを策定するというところでございますので、注視するとともに、県保健福祉事務所と連携する中で、まずは適正な飼育の情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

9番（滝沢君） 担当課長より答弁を頂きました。猫問題に関する状況は確認をさせていただきました。

やはり、当町の場合、千曲市とはちょっと異なる状況かなとは思いますが、先ほど答弁の中にありました公共施設で7年間にわたってそういう地域猫というか飼い主のいない猫の世話をされる方、いまだにいらっしゃる。そういう方、やはり理解をして、そういう支援につながっていけばいいのかなと、私は正直なところ思っております。

年間、四、五件の苦情の件数ということで、前回、3年前もたしか二、三件だったということでしたので、そんなに多く変化はしていないのかなというふうには思っております。

1番の補助に関しては、これは当然県の動きを見た中で町の判断ということにもなると思うんですが、そういう中で、一応研究をしていくということのご答弁でございますので、前回より一歩は進んでいただいたのかなというふうに認識をさせていただきます。これが、検討から実施に向けていくように、私も、これから研究も、またご提案もさせていただきたいと思っております。

時間の関係で再質問はいたしません、ここでちょっと先ほど述べました県議会の中でいろんな話がありましたので、それだけちょっとご紹介をしたいんですが。

地元の県議が地域猫活動と多頭飼育崩壊に関する社会問題ということで取り上げられたわけですから。

県側の答弁としましては、地域猫活動は県で、さっきご答弁にございました243の地域で行われているが、猫の苦情件数が増加傾向にあることも踏まえると、十分とは言えないと認識している。県と市町村の連携は、地域住民に身近な市町村の連携が重要と認識していて、問題解決に向けた協力体制を進めている。引き続き、ボランティア団体も加えた連携体制の構築に取り組む。市町村に対する補助は、繁殖制限手術が一つの柱になるが、現状を踏まえ検討をしていく。野良

猫や多頭飼育による問題解決は、社会福祉との連携で対応することが必要と考える。これは、前段での飼い主が生活困窮者や認知症、ひきこもり等の事情を抱えていることが背景にあるということからであります。国において、今年度中に社会福祉施設と連携した多頭飼育対策に関するガイドラインが策定される。内容を確認しながら、連携が図れるよう取り組むとしています。

以上、抜粋ですが、県も真剣に取り組む姿勢が私は見て取れたと思います。行政、いろいろありますけど、やはりまずは行政とそれから先ほど言いました地域の理解、それとボランティア団体、この3つがやはり同じ共通意識を持って問題に取り組んでいこうというそういう姿勢がないと、この問題は解決に向けて進まないと思います。いろいろ、ぜひ他自治体の事例も研究いただく中で、当然県との連携というのはこれは重要なんですが、お図りいただいて、この問題解決に向けて取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

では、これで一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの発言を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1、学校給食の食物アレルギー対応食の実施について、この質問は、これで3回目となります。コロナ禍の中、担当課にとっては大変な中ではあると理解しておりますが、時は刻々と進んでおり、関係の保護者の皆様にとっても、町の取り組みの進捗状況については待ち望んでいることですので、あえてこのときに質問をさせていただきます。

当町では、平成31年4月策定された食物アレルギー対応マニュアルの中で、このようにうたっております。「当給食センターでは、現在、アレルギー原因食物の除去及び牛乳を除き代替食の提供は行っておりません。食物アレルギーがある児童生徒への対応については、保護者に献立表や学校給食で使用する食材を明示した詳細な献立表、アレルギー明細表を通して、アレルギー食材の確認を行っていただき、保護者の皆様や学級担任等の指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を取り除いて食べていただいております。また、場合によっては、自宅から一部弁当を持参、または完全弁当持参をお願いすることを基本としています」とあります。

まずは、児童生徒の命を守ることが基本中の基本であることは承知しております。そして、事故なくここまで来れたことは、学校側と保護者の皆様の影の努力があったからこそと思います。しかし、アレルギーのお子さんにお弁当を持たせる親御さんの思いは、同じように給食を食べさせてあげたい、この思いに変わりはありません。一日も早く対応食の実施をと願って質問をいたします。

イ、現状と、その対応の状況は。さて、私が2回目の質問をしたのが一昨年の12月議会でありました。ちょうど2年がたちます。そこで、その後の状況について何点かお聞きいたします。

1点目として、町内3小学校と中学校の食物アレルギーを持つ児童生徒の皆さんの現在の状況はどうでしょうか。その当時の児童は3年生になっています。たしか、その当時は94名だったと思います。その中で、また医師の診断書、指示書のある児童生徒はどのくらいいたでしょうか。

そしてまた、そのうち代替食の持参、お弁当を持参の児童生徒はどのくらいでしょうか。そして、中でも、兄弟で持参をしている家庭はあるのでしょうか、その点についてお聞きします。

3点目として、食物アレルギーのアレルゲンはどのようなものが多いでしょうか、お聞きいたします。

ロとして、給食費の返還制度、軽減制度についてです。30年度、実際には30年9月からありますが、給食費のこの軽減制度を設けていただきました。そこで、その状況についてお聞きいたします。

1点目として、この軽減制度のシステムの内容について、2点目として、30年度と元年度の返還の状況について、全体の返還の人数と、そして一番多い児童生徒の日数と返還金についてお聞きします。

ハとして、アレルギー対応食実施へのその後の進捗状況についてです。

さて、現食育学校給食センターの施設では、アレルギー対応食の調理は厳しいとお聞きしています。一昨年の答弁では、施設面では難しいが、その中でどういう対応ができるか検討を進めていくとありました。

そこでお聞きします。2年が経過しようとしておりますが、その後、現在までにどのような具体的な検討がなされてきたでしょうか、その点と、給食費軽減制度以後で児童生徒への対応で改善された点がありましたら、その内容についてもお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1番目としまして、学校給食の食物アレルギー対応食実施についてということでご質問いただきました。以前にもご質問いただきまして、なかなか現状の坂城町の給食センターの設備ではなかなか難しいということで、個別にいろいろ対応できないかということでお答えしました。もう2年もたってしまったのかなと思っておりますけれども。

私は、全般的な今の状況についてお話ししまして、その後、どのような取り組みをしてきたのか、それからどういう、今検討しているかということにつきましては、担当からご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

まず、学校給食につきましては、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、大変重要な役割を果たすもの

であります。

このことを踏まえた学校給食の目標としましては、1番目としまして、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、2番目として、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、3番目としまして、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることなどが挙げられております。

町では、学校給食は、食育を推進するためにも重要な教育の場であると捉えまして、この考え方を基本として給食の提供を行っているわけでありまして。その上で、文部科学省から示されました「学校給食における食物アレルギー対応指針」と県の教育委員会から示されている「学校におけるアレルギー対応の手引き」を参考に、町では平成31年4月に、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や給食センターにおける食物アレルギー事故防止の取り組みを明確にいたしました。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方としましては、食物アレルギーを有する児童生徒への対応を適切に行うためには、全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しい知識を持ち、関係機関との連携協力の下、緊急時の対応、体制を整備することが重要であるとしているところであります。

町の食物アレルギー対応につきましては、牛乳を除き、食物アレルギーに対応した除去食、代替食の提供は行っておりませんが、献立の食材料ごとに含まれるアレルゲン、これはアレルギー症状を引き起こす原因となる特定原材料でありますけれども、28品目を明示したアレルギー明細表を希望するご家庭に学校を通じて配布し、食物アレルギー事故の予防に努めているところであります。

また、学校給食において、食物アレルギーにより弁当等を持参する児童生徒の保護者の給食費の負担軽減を図るため、30年度途中から給食費の一部返還など負担の軽減を実施しているところであります。

アレルギー対応食の提供の必要性につきましては十分認識しているところではありますが、安全性を最優先に考えますと、現在の施設・設備、体制では対応が難しい状況でありますことから、現在、外部委託でのアレルギー対応食の提供について検討しているところであります。外部委託による提供方法と並行して、アレルギーのある児童生徒の給食費の負担軽減対応につきましても、引き続き研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（堀内君） 1、学校給食の食物アレルギー対応食実施について、イ、食物アレルギー児童生徒の現状はから順次お答えいたします。

初めに、各学校の食物アレルギーの状況と医師の所見ある児童生徒の数であります。南条小学校では、何らかの食物アレルギーを有するという児童31名中19名が医師による所見が記載

されており、坂城小学校では28名中17名が、村上小学校では11名中6名が、そして坂城中学校におきましては36名中16名の生徒であり、小中学校を合計いたしますと、食物アレルギーを有する児童生徒は106名、うち58名と約半数の児童生徒が該当している状況であります。

そのうち、代替食や弁当持参の状況についてであります。南条小学校では6名、坂城小学校では4名、村上小学校では該当なし、坂城中学校は1名、小中学校合計いたしますと現在11名となっており、兄弟で持参の家庭は1家庭であります。

また、食物アレルギーを引き起こすアレルゲンのうち、特に多い食材といたしますと、魚介類28件、メロン20件、キウイ19件、クルミ16件となっており、さらに、桃、バナナ、りんご、スイカやそば・卵などとなっております。

続きまして、ロ、給食費の返還制度についてお答えいたします。学校給食において、食物アレルギーにより弁当等を持参する児童生徒の保護者の給食費の負担軽減を図るため、平成30年度に「食物アレルギーのある児童・生徒学校給食費事務取扱要綱」を定める中で、学校給食費の軽減を行っております。

軽減対象といたしましては、「牛乳の停止」、「牛乳のみ喫食」、「牛乳を含む給食1食分全てを停止し弁当を持参する」の3つの場合について行うものとし、当初の段階では、一部持参する場合は除外といたしていたところでございます。

返還については、牛乳または給食を喫食しなかった日数に単価を乗じて得た額を、年度末に軽減対象者の保護者に対し、還付をするものであります。

しかし、軽減制度を運用するにあたり、さらに調査を進めますと、給食全てが喫食できないのではなく、主菜等が食べられず、一部のおかずを代わりに持参するケースが多いということが分かり、その結果を受けて、主菜に限っては、4日分持参した場合には給食費1食分の軽減を行うといったことを軽減対象に加え、還付を行うことといたしたところでございます。

次に、還付の状況であります。平成30年度は、主菜を食べられず、おかずを持参した児童生徒といたしましては、南条小学校4名1万4千円、坂城小学校1名1,120円、村上小学校1名1,400円、坂城中学校は該当なしという状況で、合計1万6,520円の還付を行ったところあります。

そのうち一番金額が多かった方は、豚肉アレルギーのため87日5,880円の還付を行い、一番多いケースとしましては、青魚など魚類4件という状況でありました。

令和元年度におきましては、南条小学校4名1万2,600円、坂城小学校2名4,200円、村上小学校1名4,760円、坂城中学校は該当なしという状況で、合計2万1,560円の還付を行ったところあります。

そのうち一番金額が多かった方は、豚肉アレルギーのため75日5,040円の還付を行い、

一番多いケースとしましては、青魚など魚類、卵、牛乳のそれぞれ3件という状況でありました。

給食費還付開始以降は、学校を通じて制度の内容を周知する中で、軽減申請をされるご家庭は若干増加している状況であり、引き続きアレルギーを有する児童生徒の保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続いて、ハ、対応食実施へ、その後の進捗状況はについてお答えいたします。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に過ごせるよう、安全性を最優先し、対応することが不可欠であります。町では、食物アレルギーを有する児童生徒の増加、その症状の重篤化から、学校生活における食物アレルギー事故の予防に取り組むため、平成31年4月に「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、今まで学校ごとに行ってきたアレルギー対応を、町で統一した内容で対応できるよう取り組んでいるところであります。

食物アレルギー対応につきましては、牛乳を除き食物アレルギーに対応した除去食、代替食提供は行わず、アレルギー明細表を希望する家庭に対し、学校を通じて配布することにより、事故防止に努めているところであります。

アレルギー対応食の提供につきましては、これまでも検討してきたところでありますが、先ほど町長も申し上げましたように、現在の給食センターの設備・体制の中で安全な対応食の提供を行うことは難しいことから、少しでも食物アレルギーを有する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、30年度途中から学校給食費の軽減を行っているところであります。

また、現在の状況において、他の手法で安全なアレルギー対応食の提供ができないかといったことを踏まえ、外部委託での対応について検討しているところであります。北信地域から東信地域に所在する近隣の給食提供業者に状況を説明する中で、対応の可否を含め相談し、現在検討を進めている状況であります。

学校給食の提供に当たりましては、安全性の優先が不可欠でありますので、引き続きアレルギー対応食の提供について研究をしてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長、そして担当課長より、るる詳しい状況を伺いました。2年間の中で外部委託を検討していただいているというお話も頂きました。

まず安全性が第一、これは本当に大切なことだと思います。そして、今軽減制度のことも、るる詳しくお聞きしました。その中で、2点お聞きいたします。

今、指示書を出していただいている児童生徒が58名いる中で、お弁当、また代替食を持ってきた方が11名ということで、本当に5分の1ですね。そういう中で、その残りの児童生徒は学校でどのような対応をされているのか、その辺、把握されている内容をお聞きしたいと思います。

それから、今の返還制度、軽減制度でございますが、いろいろ最初のことと当時決めたことと

内容が変わってきたというお話でございました。主菜が食べられない場合、今回、1食につき70円で、4日間で1食ということで280円返還になるというお話でございましたが、それ以外が返金の対象とならない、主食とか汁とか副食、そういうものが返還の対象にならないという辺が、ちょっと理解できないわけですが、その点について、お聞きしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 児童生徒のアレルギー状況の把握につきまして、「坂城町食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校では、まず食物アレルギーに関する調査を行い、対象者を把握します。その後、個別対応を希望する保護者に対して、さらにアレルギー疾患用の学校生活管理指導表を提出いただいております。

対応の必要な児童生徒につきましては、学校で食物アレルギー対応委員会を開催し、食物アレルギー個別取組プランの検討・決定をし、個別面談等を行う中で対応をしていきます。学校において、その内容を食物アレルギー個別調査票にまとめて提出いただき、給食センターでは、アレルギーの内容及び状況等を確認し、把握をしております。

医師の所見のある58名のうち、弁当、あるいはおかずの還付対象となっていない残りの47名の状況についてですが、南条小学校では、13名中2名は自分で除去する、残りの児童は、ほとんど学校給食では提供されない食材であるため、代替食や弁当持参の児童はおりません。

坂城小学校では、13名中8名は学校で除去対応し、5名は自分で除去するなどの対応を行っております。

また、村上小学校では、6名中2名は牛乳アレルギーの児童で、給食センターが提供する代替食品で対応しており、1名は一部おかずの持参があり、2名は自分で除去する、残りの1名は過熱すれば問題ない状況となっております。

坂城中学校では、15名中、自分で除去するか、ほとんど学校給食では提供されない食材であるため対応不要という状況であります。

いずれにいたしましても、保護者から提出いただきました個別調査票に基づきまして、対応について相談させていただきながら安全な給食の提供に努めております。

続きまして、給食費の返還制度について、主菜以外は対象にならない根拠はについてお答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたが、当初、給食費の還付開始に当たりましては、軽減対象として、牛乳の停止、牛乳のみ喫食、牛乳を含む給食1食分全てを停止し弁当を持参するの3つの場合とし、それ以外の一部持参は除外といたし、運用を検討させていただいたところでございます。

しかし、制度を運用するに当たり、調査を進めましたところ、給食1食分全てが喫食できないのではなく、主菜等が食べられず、代わりに一部のおかずを持参するケースが多いということが分かり、少しでも保護者の負担軽減を行うことができないか、再度検討し、献立により材料単価にばらつきがなく比較的安定化した単価である主菜に限り、ご要望を踏まえ、還付の対象として

実施したところでございます。汁物、副菜等に関しましては、献立により材料単価にばらつきがあり、還付する際の単価の算出が難しいといった点を踏まえ、還付対象からは除外させていただいた経過がございます。

11番（吉川さん） 今47名の学校でのお昼の対応についてお聞かせいただきました。先ほども町長のお話の中に、学校給食法の中に、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、これが定義の中にうたわれておりますが、これが一番大事な点だと思います。今の課長からのご答弁の中では、担任が除去していただいている、坂城小学校の場合は8名、また、自分で除去ができる、5名とか、そういう形で、このアレルギー対応は、代替食を出さない限り除去をするということになっているわけですが、その辺が、私も食べられないから除去をする、代替食を持ってきたらお金が出るという、その辺がちょっと理解できないわけですが、一つ、この47名中、約20名近くが取り除く対応をされているわけですが、中には親御さんが主菜を食べられなくても、あんた、それ除いておきなさいよという形で、高学年になればなるほどお弁当は持参させないような状況になっていることもあると思います。そういう面で、栄養面で大変偏りが出てしまうんではないかということをお慮するわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、中には、小麦粉がだめで主食であるパン、これが定期的に、一月に、週に1回とかで出ているそうですが、お聞きしますと、そのパンが食べられないということで自宅から持参をしています。でも、これについては、一切返還がないということで、その辺、私も、できればもう決まって一月に何回って、このパンの日というのは決まっているので、返金の対象に加えていただけないかということをお聞きいたします。

以上、2点についてお聞きいたします。

教育文化課長（堀内君） まず1点目、学校給食における適切な栄養の摂取の必要性といったことについてお答えいたします。

こちらにつきまして、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることにつきましては、先ほど申し上げたように、学校給食法において学校給食の目標に定められておりますが、一方で、これらを踏まえ、国、文部科学省のほうで定めております学校給食における食物アレルギー対応指針の中では、やはり給食の提供に際しては、まずは安全性を最優先すると示されているところでございます。

このことから、安全性を最優先に考えまして、アレルギー明細表の提供を初め、献立に使用される食材につきましては、アレルギーを有する児童生徒に配慮し、選定の段階で加工品等アレルギー食材に含まれないものを中心に選んでおり、できるだけ弁当持参が少ないように献立を作成し、保護者負担の軽減に努めているところでございます。

2点目、パン、主食を持参した場合の返還対象に加えられないかといったことですが、先ほども申し上げましたが、主菜に関しましては、比較的安定した単価で計算ができると、算出

できるといったような状況から、還付の対象としてございますが、主食のパンでありましても、学年によってグラム数が違っていたりといったこと、献立によって材料単価にばらつきがあるといったことで、汁物、副菜とも併せて、還付する際の単価算出は難しいといったこと、こちらを踏まえて還付対象から外させていただいているといったことでございます。

11番（吉川さん） お聞きしたところによりますと、全部、牛乳も飲まない、果物も食べない、お弁当だけ持っていった場合は280円返ってくる。だけれど、お弁当持って、代替食をお母さんが作ってお弁当として持たせた場合、牛乳を飲んでしまった場合は、代替食分の70円というふうになるというふうにお聞きしております。

今のパンのことも、ちょっと不公平感があるなというのを感じます。給食費は5,200円、小学校の場合、払っているわけですね。そのほかに家庭で代わりに全部用意をして持たせているという中で、ちょっと今後、このパンについては検討をお願いしたいと思います。

もちろん、一番は児童生徒の命を守るということが一番の定義でございますので、それについては、これから代替食を町としてつくれるようになれば、全然問題ないことでありますが、今のいい軽減制度というのを設けていただいている中で、せっかくいただいている中で、やはり保護者の皆さんの思いとしては、そういうような不公平感をなくしていただきたいという辺を、ひとつこの代替食ができるまで検討をお願いしたいと思います。

やはり、主菜が結局食べられない、食べられないけれど、家庭ではもう大きくなったから、除いておきなさいと言って食べないでいるという辺が私はちょっと心配だなと思いますので、その点についても、今後、軽減制度の中でも考えていただきたいと思います。

今回、早速、町のホームページと給食センターのホームページにマニュアルについて載せていただくことができました。大変にありがたいと思います。これから坂城町に越してきたい、このいい町に越してきたいという親御さんが、例えばお子さんがアレルギーを持っていらっしゃる場合、必ずそのページを開いて、どのような対応をしているかということをしかりと見てから来ると思いますので、これについてはよかったですと思います。

最後に、先ほど外部委託を検討されてきたというお話でございましたが、本当にこれについては当局の努力に大変敬意を表したいと思います。

そこで、委託の実現に向けて、今回2年間の中で何社ぐらい当たっていただき、そしてまた現在、まだ実現には至っていないわけですが、その感触はどうだったのでしょうか。あとまた、ほかの方法についても検討されているようだったら、その辺もお聞きしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 食物アレルギー対応食の外部委託についての状況と、その感触はにつきましてお答えいたします。

アレルギー対応食を専門に調理している事業者自体が少ない状況ではございます。通常の給食調理を行っている事業者の中には、軽度なアレルギー対応食の提供を行っているところもござい

ます。

現在のところ、配達可能な地域に所在する近隣事業者、北信地域5社、東信地域9社の計14社に相談をしてみましたが、献立の内容により、作る数量もその日により変わり、必要数も少数のため、外部委託の条件としては難しい状況ではありますが、引き続きアレルギー対応食の提供について研究してみたいと考えております。

併せて、先ほどご質問いただきました軽減制度については、今後も引き続き研究をしてみたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） ほかの対応については、まだ研究はなされていないということでよろしいでしょうか。今答弁なかったんですが。

すみません、これは今答弁いただきましたが、本当に委託先14社当たっていただいたということで、本当に担当課の努力には、心から感謝申し上げたいと思います。

これは、すみません、来年1年生に上がる児童の献立表です。今現在、保育園で代替食を対応していただいています。保護者の方が2年生のお兄ちゃんの献立表に、弟が食べられないものにマーカーで印をしてみたそうです。すると、給食を食べられる日はたった1日でした。これでお母さんが、その年長のお子さんに、「1年生になったら毎日お弁当だよ」、そう言いましたら、「どうして、1日でもいいから給食を食べたい、みんなと同じ給食が食べたいんだよ」と言われたそうです。お母さんは胸が痛くなったそうです。

また、ほかの子は、今日のメニュー1品しか食べられないから学校行きたくないなど、こう言っている子もいたと、実際の声をお聞きしました。

学校給食は、学校生活の中で大きな思い出の一つです。そこで、一つ提案があります。それは、今月もクリスマス献立、また希望献立といった特別の献立の日があります。この特別献立の日、これは児童生徒にとっては楽しみの献立であります。保護者の方からぜひ栄養士さんに頑張ってもらって、アレルギーフリーの食材などを使うなど工夫をしていただいて、その日はみんなと一緒に給食を食べられるよう今後研究していただけないかという声をいただきました。私からもぜひこの点、大変なことだと思いますが、アレルギー対応ができるまでの間、検討をお願いしたいと思います。

それから、今3年と1年にお弁当持参のアレルギーを持つ先ほどの保護者の方からお聞きした話によりますと、3年後には3人目が入学します。この子もアレルギーを持っているので、全部違うアレルギーなので、3つ違うお弁当を作るようになるそうです。こうお聞きしますと、本当に家庭の状況は大変だと思いました。ぜひ、町長も公約に、このアレルギー対応食の公約を掲げていらっしゃいます。ぜひ今後、一日も早くこのアレルギー対応食の実施について、早期にかなえていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。保育園の利用について。本年3月、第2期の坂城町子ども子育て支援事

業計画が策定されました。基本理念を、「地域みんなで子育てサポート」とし、スローガンを「坂城の子は坂城で育てる」と掲げ、今後5年間の基本的方向や取り組みが示されています。

これまでを振り返りますと、少子化が進む中、平成28年度から第3子以降の保育料の無償化や、子ども福祉医療費の支給対象を18歳到達後の年度末まで拡大、また、子供のインフルエンザ予防接種費用の助成など、ほかの自治体に先駆けて、子育てしやすい環境を整えていただきました。また、このたびは、新生児応援臨時特別給付金も補正予算の中に計上していただき、その英断に心から敬意を表します。

今後につきましても、安心して、この自然豊かな町の中でのびのびと子育てができるよう、さらなる支援の充実を期待しております。

それでは質問に入ります。保育園の入園基準について。11月は、保育園、幼稚園の入園の申込みの期間でありました。昨年の10月から幼児教育保育の無償化が実施され、その分、申請書類が増えております。

そこで、入園基準についてお聞きいたします。

まず、この入園基準、10項目ありますが、その中で1項目めの就労と8項目めの児童虐待、またDVがある、そしてまた9項目めの育児休業中で保育の利用が必要と認められる場合、そして10項目めのその他、1から9に類するものと町長が認める場合、この4項目について、令和元年と2年度の保育が認められた児童の状況をお聞きいたします。

また、途中入園の児童もいたと思いますので、途中入園の理由についても伺います。

そしてまた、今までに待機児童はいたでしょうか。

以上3点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、保育園の利用について、イ、入園基準についての質問についてお答えいたします。

保育園の利用につきましては、家庭で保育ができないと認められる場合に保育の実施を行うものであることから、入園に際しましては幾つかの基準を設けております。

この入園基準につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、これまで「保育に欠ける」とされていた事由に「保育の必要性」の認定が加えられました。

保育の利用認定にあたり、大きな変更点といたしますと、就労に関しては、フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働など、基本的に全ての就労が対象となりました。

このほかに、就労以外の事由といたしましては、求職活動中であることや、職業訓練学校等への就学が新たに追加されたところでもあります。

また、最近ニュースなどでも取り上げられております育児放棄等の児童虐待の疑いやDVなどのおそれのあるケースも増加傾向にあることから、保育の必要性が認められる事由に追加されております。

さらに、育児休業開始前に既に保育を利用している子どもについては、継続して保育所に通うことが必要と判断される場合におきましては、継続利用を可能とすることとされたところであります。

次に、町の入園基準について、ご質問の各基準項目に該当する児童の入園状況であります。1の保護者が共に就労している児童は、令和元年度が312人、2年度が298人、8の児童虐待やDVのおそれがあることに該当する児童は、両年度ともゼロ、9の育児休業取得中の保育の利用の必要に該当する児童は、元年度が11人、2年度が5人という状況になっております。

なお、10、その他として、町長が1から9に類すると認める児童の入園については、両年度ともゼロであります。

続いて、途中入園で最も多い内容についてであります。他市町村からの転入が一番多い状況であります。転入の理由、認定事由は様々ですが、保護者の勤務先の変更や妊娠出産を機に転入された方もおられます。

次に、待機児童が出たケースについてのご質問であります。毎年、保育園の入園につきましては、10月から11月にかけて、新規の入園申込と継続保育の申込みを受け付けております。

申請受付をした後、保育の必要性の認定を行い、全体の申込み状況から、年齢ごとクラス編成を行い、4月1日時点に待機児童がない状態で新年度の保育をスタートしております。

また、年度途中で入園希望申請が出されるケースも少なくありませんが、保育の必要性がある児童につきましては、保護者と相談をさせていただき中で、受入れに向けた対応をさせていただいております。

町立保育園につきましては、それぞれの地域に小学校と同様に保育園がありますが、保護者の方が勤務先から近い保育園を選ばれたり、ご家庭の考え方などから、居住地域の保育園を希望されない方もいらっしゃいます。このようなことから、保育運営につきましては、保護者の方の様々なニーズにお応えできるよう、また保育の必要性の認定を受けた児童に対し、必要量の保育が提供できる体制を引き続き確保していきたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま子ども支援室長より詳しい答弁をいただきました。やはり就労が一番多いということ、また、途中入園は転入が多いということが分かりました。

それでは2回目の質問をいたします。先ほどの9の理由で育児休業中であって保育の利用が必要と認められる場合、この場合のことについてお聞きします。

これは認定の有効期限について、小学校就学前まで、また出産後1年経過日の属する月の月末のいずれか短い期間とうたわれております。これについてですが、これは上の子が年長児であれば、そのまま見てもらえて、年中、年少の場合は就労に戻らない場合、退園になると理解していいのでしょうか。

これまででこのような場合で上の子を継続で保育した事例はあるのでしょうか。

そしてまた、下の子が双子で、双子が生まれたという例がございました。思いのほか育児が大変で、1年で職場復帰ができないことになりました。

そうした場合、その今見ていただいている3歳児については、この育児休業後も延長で見ただけでしょうか。

以上についてお聞きいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 再質問についてお答えいたします。

入園基準にあります9の育児休業取得中の保育の認定につきましては、有効期限について、継続した例があるかということでございますけれども、こちらについては、今まで継続した例はございません。

もう一つ、育児休業が延長になった場合の対応についてというご質問でございますが、育児休業が延長になったときの対応について、町では保育を受け入れる際に、給付認定の申請書の提出と添付書類の確認を行い、支給認定決定通知書を交付しております。

この支給認定決定通知書には、認定内容といたしまして、区分でありますとか、保育時間、また認定の有効期間が記載されております。認定された有効期間に、変更がある場合につきましては、更新されたいなど保護者の方からの個別のご相談をお受けする中で、ご家庭の事情や状況により対応をしてみたいと考えております。

11番（吉川さん） 今の答弁では、今までは、この就労に戻った育児休業1年の育児休業を終えて復職した場合、結局そのまま継続で見いただくということで、今までは、この延長で保育の事例はないということですね。

それで、今もご相談いただいた、環境が変わった、こういうことについては、ぜひ対応を、その内容をよく聞いていただいております。

これ他の自治体の事例ですが、育児休業取得時に既に保育園を利用している子どもがいる場合は、満3歳以上である場合、保育短時間として認定有効期限を実情に応じて、1年間と区切らないで、そういうふうにならなくてやっている自治体がございます。ですので、例えば就労にすぐ戻れなくても、そのまま継続で見いただいているということでもありますので、当町の場合は、今お話しのように、そのときにご相談いただければ、判断をしますということではございましたので、ぜひそのような苦しい実情になった場合には、手を差し伸べていただいております。

すみません、それで、今、その他の自治体の取り組みで、当町の場合は1年という有効期限があるんですが、当町でも、この有効期限について、今内容について、この認定有効期限を、実情に応じてというような内容に変えていただくようなことはできないでしょうか。いろんな実情があるんですが、子どもが親の都合で慣れた保育園から転園しなければならないというようなことがないように、そういう形で変えることはできないでしょうか。

教育文化課長（堀内君） ご質問いただきました認定基準のそれぞれ有効期間、検討見直しができないかといったご質問でございます。

保育の認定につきましては、入園の基準について、それぞれの事由により、それぞれ認定の有効期間というものを設けさせていただいております。ご質問いただきました育児休業中の保育の必要につきましても、町で規定する期間、こちらのほうを設定の有効期間といたしております。期間の見直しといったものを行うのではなく、その後、認定の有効期間終了時におきまして、引き続き保育の必要性がある場合などについては、個別にご相談いただく中で対応してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ぜひそのような形で、その方々の安心して保育が利用できるような形をお願いしたいと思います。

2015年4月改正された子ども・子育て支援新制度では、全ての子ども達が笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるためにという考え方に基づいてつくられております。必要とする全ての家庭が利用できるよう、今後も対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

3、死亡後の手続ワンストップ化について、イ、お悔やみコーナーの設置について。大変最近、死亡に伴う手続について大変だという声をお伺いしております。私にとっても、死亡届を出した経験がなかったため、早速この死亡届出後の取り組みについて、担当課にお伺いいたしました。

当町では、死亡届を受理した際に、死亡届をされた方へという一枚物の死亡後の手続の一覧のチラシを、その都度渡していただいているということでした。

しかし、最近では、葬儀業者からの死亡届出が多くなってきており、直接遺族へ各種手続のご案内ができず、間接的になるケースが多くなってきているとお聞きしております。

そこで、死亡に伴う手続の現状についてお聞きします。30年度、令和元年度の死亡届の件数はどれくらいだったでしょうか。

2点目として、死亡に伴う手続の申請書は何種類ぐらいあるでしょうか。

3点目として、申請書の提出は、幾つの窓口に分かれているでしょうか。

4点目として、申請書のうち、自筆で書かなければならないものはあるのでしょうか。

5点目として、窓口対応での課題はどのようなことでしょうか。お聞きいたしまして1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 3、死亡後の手続ワンストップ化についての、イ、お悔やみコーナー設置について、順次お答えいたします。

まず、当町の死亡届の件数でございますが、住民異動による件数としまして、平成30年度は217件、令和元年度は194件となっております。

続いて、死亡届後に行うべき手続の申請については、主に、国民年金や国民健康保険などの喪失に関する手続のほか、固定資産税など町税に関する手続や使用料に関するものなど17項目ほどの申請もしくは届出が必要となっております。

それぞれの申請は、6課8係にわたって手続が必要となっております。申請の内容は、亡くなった方の状況に応じて、提出いただく書類もそれぞれ異なりますので、基本的にはご家族の自筆にて届出をご記入いただくこととなっております。

最後に、窓口での課題とのご質問でございますが、先ほど議員さんからもおっしゃられたとおり、最近、死亡の届出に関しましては、葬祭業者さんが間に入って提出されるケースが非常に多くなっております。これは死亡届と並行して葬祭場等の使用申請、また葬儀の日程調整など、遺族にとっては大変忙しいスケジュールの中で、それぞれの申請を葬祭業者さんが引き受けることによってスムーズな調整ができるよう行われていると推察しているところでございます。

一方で、当町では、死亡届がされた際に、町長からのお悔やみの言葉などと併せて、死亡後に想定する諸手続が一目で分かるチラシを配布させていただいております。以前は、死亡届を出されたご遺族に直接お渡しし、お声がけすることができておりましたが、現在は、葬祭業者さんを紹介するの目にする場合が多くて、葬儀が終わった後に行う多岐の申請を見たときに、非常に不安に感じてしまうケースもあるのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたように、手続きしていただくものが多岐にわたることも多く、窓口も複数にまたがってしまうことが考えられます。

しかし、当町におきましては、以前から各部署で連携をしまして、情報共有を図る中で、住民環境課の窓口において、各担当職員がそこへお伺いし、それらの手続きをその場で行っていただける体制をとっております。

引き続き、葬儀後のお気持ちや不安を解消できるように、ご家族に少しでも寄り添う形で窓口対応をしてみたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長より詳しい内容、説明をいただきました。6課8係にわたるということで、しかし町では、住民環境課に各担当課から職員が来ていただいて手続を済ませているということで、大変にありがたいと思います。

今回、私もこの質問をする起点となったのは、80代のご婦人から、新聞に出ていたこの取り組みについてお聞きいたしまして、町はどのような形でやっているのか、また少しでも職員の皆さんの労力を減らしたいという思いで提案させていただきました。

このお悔やみコーナーというのは、大分県別府市で始めたそうでございます。これは、予約制でありまして、市ですので、かなりの件数だと思いますが。その予約制の中で、いろんな手続を一つの場所で全部済ませるという内容でございました。

今も、住民環境課でやっていただいているということでございますが、できればこのような形

で、お悔やみコーナーという名目で設けていただいて、予約制にして、この窓口でできるような形、このようなコーナーの設置について、一つ提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 住民サービス向上、業務簡素化のための事前予約制のお悔やみコーナーの設置についてお答えさせていただきます。

お悔やみコーナーの設置につきましては、内閣府におきましても、ガイドラインや電子申請等も含めた設置自治体支援ナビを提供しており、また人口規模が大きい市におきましても、大変有効な行政サービスの一環であると考えております。

お悔やみコーナーを設置している市町村を調査したところ、茨城県の日立市等におきましても、今年度10月から設置し、運用を開始したということをお聞きしております。

施設規模なんですけれど、日立市は人口が約17万3千人、死亡者数も年間2,100人、坂城町の約10倍となっております。本庁が7階建てとなっております、当町に置き換えた窓口が1階、2階、4階、5階、6階という形になるということでございます。

以前は、ご家族がそれぞれの階に赴きまして各申請をしていましたが、1階にお悔やみコーナーを設置することで1日4枠を予約して対応することにしたということでございます。当町に置き換えますと、先ほども答弁申しましたが、死亡届を受理する件数、既に実施している住民環境課窓口でのワンストップ窓口、それぞれの担当者がそこへ赴き、対応している形は、お悔やみコーナーとはなってございませんが、実質的に同様の対応を、以前から行っていると考えているところでございます。

また、時間等で制約がある場合につきましては、事前にご連絡いただければ対応していきたいというふうに考えております。

なお、ご遺族の目線で見ますと、確かに各申請数が多いことで不安になることもあろうかと感じまして、少しでも解消できるように、チラシのところに、「順次、担当課へつなぎますので、まず住民環境課へお越しく下さい」と表示させていただくようにしました。引き続き、家族や親族の死という悲しい状況もある中で、ご遺族の負担を少しでも減らしまして、住民の皆さんに寄り添う行政サービスに心がけてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長から答弁いただきました。以前からワンストップ窓口として住民環境課で配慮して手続を進めていただいているということでございます。

そして、今お聞きしましたところ、私もこの間チラシをいただいてきましたが、そのところに、今度、「住民環境課までお越しく下さい。順次ご案内します」ということでただし書きを入れていただけるということで、これは大変ありがたいと思います。

そして、もう1点ですが、他の自治体では、お悔やみ後の手続ガイドブックをホームページに掲載をしていらっしゃる場所もあります。そこで、このチラシですが、ぜひ分かるような形で町ホームページに掲載されると、前もって準備ができていいかと思いますが、その点についてい

かがでしょうか。

住民環境課長（関君） 先ほどの死亡届後のチラシについてでございますが、諸手続が非常に多くございますので、そちらが一目で分かるように、ホームページ等に掲載を検討してまいりたいと思います。

11番（吉川さん） ぜひ検討をお願いしたいと思います。先ほども課長から話がありましたが、国では、内閣官房情報通信技術総合戦略室が、今年の5月に遺族が必要となる手続を抽出できる新システム「お悔やみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発されたそうです。デジタル化が推進される今後にあっては、このナビの利用は遠い話ではないと思います。

そして、当町では、平均一、二件ということですので混み合うことはないと思います。先ほどのチラシへのこの配慮、大変ありがたいと思います。そして、この今ホームページにも載せていただくということでしたが、ぜひ今度ホームページに載せたときには、広報にもこういうものが今度ホームページに載せますよということで載せていただけたらありがたいと思います。

まとめに入ります。いよいよ令和3年から10年間のまちづくりの基本構想のまとめに入る時期を迎えております。コロナ禍の渦中ではありますが、担当課の皆様には大変なご苦労いただいております。しかし、大事なこの10年の計画でございます。これから住民説明会もございますが、多くの町民が関心を持っていただき参画していただけるよう、当局の取り組みに期待をしております。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時08分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

13番 中嶋君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、コロナ禍時代ではありますが、広報さかき12月号におきまして、デイリーフーズの会長、高見澤正さんの名誉町民称号贈呈式の大きな記事が載って、坂城町そして町民に明るいニュースとなりました。以前もお話しましたが、私も中沢町政の頃より数回にわたり、名誉町民のご推挙の一般質問をこの場所で何度も行っております。

そういうのを含めまして、感謝をするとともに、町に対して敬意を表するものであります。ありがとうございました。そして、今後も数名の方をご推挙する一般質問をやる予定ではございません。まだおります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

①子どもワクチンについて、（イ）3ワクチンの推移は。

この問題は、私のライフワークのようになっておりますが、少子化問題を克服するためのまさに根源であり、人口を増やす一大施策であると、私は思っております。

思えば、中沢町政のとき、数回にわたり無料化にするよう提言し、平成22年度より任意接種となり、国から補助金が半分出るということに相なりました。長野県下では、駒ヶ根市に続き、確か2番目に早く導入をされたと思います。あのとき、確か中沢町長にこの議場内で、私との一般質問でのやり取りの中で、そのときに決定をいただいたのは、まさに昨日のごとく思い浮かべられます。

ご存じのように、3ワクチンとは、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンのことでもあります。当時小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの接種料金は9万円でありました。そして子宮頸がんワクチンは5万円でありました。この3ワクチンを県下に先駆けて無料にして、町民の皆様、そして若いお母さん方に大変好評でありまして、大変喜ばれたことは言うまでもありません。

3ワクチンの接種人数の推移をお尋ねをいたします。

(ロ) 子宮頸がん検診クーポンは。

子宮頸がんは女性特有のがんとして、特に、20代から30代の若い女性のがんでは第1位となっております。日本では、毎年約1万人もの女性が新たに子宮頸がんにかかっており、約3千人が亡くなっております。大体1日に10人亡くなっておるということでもあります。

こういう実情を踏まえてと思うが、町は女性が二十歳になると、子宮頸がん検診の無料クーポン券を送っておりますが、検診受診率と人数を平成21年より令和1年までの推移をお尋ねをいたします。

(ハ) 今後の施策は。

子宮頸がんワクチンは副作用問題が起きてから、約7年ぐらい止まっていますが、最近医療関係者も再開を促しております。10月23日付の信濃毎日新聞の記事には、子宮頸がんのショッキングなニュースが載っております。ここにいる大勢の皆様、読まれたと思いますが、内容は、無料で受けられる定期接種の対象を既に過ぎた2000年から2003年度生まれの女性では、本来避けられたはずの患者が1万7千人、死者が4千人発生するとの予測を、大阪大学のこれは医療チームだと思いましたが、ここが22日までにまとめたという記事が載っております。そんなこともあって、私余計この問題を今回も取り上げたということでもあります。

そして、またその後、ちょっとこれ言葉悪いですが、タイムリーといえばタイムリーです、私がこれ一般質問するという事の中で、そのときに、やはり信濃毎日新聞の12月1日付の記事に、子宮頸がん漫画で考えて愛は子宮を救うという冊子を、県細胞検査士会が作り、臨床検査技師たちの集まりで、病理学の関係の私は組織だと思いましたが、そこは専門家でありますから、胃がん、大腸がん、子宮頸がんもそうですが、内視鏡を入れて、そこで細胞をとってきて、それを

染色して、それでよく切れる切れ物でスライスして、それを顕微鏡で見て、いや、これは子宮頸がんだ、これは胃がん、大腸がんということをやって調べる専門家の会が県細胞検査士会だと思います。

この人たちが作り、11月下旬から市町村教育委員会を通じて、県内の中学2年生に配っているとのこと。内容は子宮頸がんの予防につなげようと、県細胞検査士会がヒトパピローマウイルス、通称HPVという、これのワクチンです。その接種や検診の受診について考えてもらう冊子で、接種率を上げるための医療専門家による、子ども達を守るための啓発本であると思います。

ちょうど、教育長もそこにおられますから言いますが、既に教育長なんかはお読みになっていると思いますが、課長もそうでありますが、通告しておりませんので、その辺はまたの機会にご所見を伺いたいと思います。

現実、今言ったように、坂城の中学生の子ども達のところへも、この冊子が届いていると思うものでございます。

そういうことでありますので、我が町の若い女性の命と、ここが一番大事なんです、少子化を防止する大きな問題と捉えて、積極的に私は取り組んでいくべきと思いますが、その辺をお尋ねをいたします。

以上であります。

保健センター所長（竹内さん） 子ども3ワクチンについて、（イ）3ワクチンの推移はから順次お答えいたします。

町では伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しております。定期接種は接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病により日本脳炎や、今年の10月から新たに加えられたロタウイルスなどのA類と高齢者等のインフルエンザ及び肺炎球菌感染症のB類に分類されます。

A類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村が予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別に案内をし、勧奨をしているところでございます。

ご質問の3ワクチンにつきましては、いずれもA類疾病の予防接種となります。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、平成24年度まで、個人の希望により接種する任意接種であり、その間の平成23年2月からは町において国の交付金を活用した接種費用の全額助成を実施、その後の平成25年4月に予防接種法等に定められた定期接種となった経過がございます。

接種延べ人数の推移につきましては、町が助成を始めた平成23年2月から接種率と合わせて

年度ごとに申し上げます。まず初めに、ヒブワクチンでございますが、平成22年度は年度途中からとなりますが、接種延べ人数154人で接種率26.1%、23年度389人で57.5%、24年度415人で64.2%、25年度413人で78.4%、26年度397人で80%、27年度343人で92.7%、28年度328人で95.9%、29年度320人で98.5%、30年度292人で94.5%、令和元年度295人で86.5%でございます。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンは、平成22年度はヒブワクチンと同じく年度途中からで、接種延べ人数154人で接種率26.1%、23年度419人で61.9%、24年度425人で65.8%、25年度390人で74%、26年度397人で80%、27年度344人で93%、28年度333人で97.4%、29年度319人で98.2%、30年度295人で95.5%、令和元年度299人で87.7%となっており、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は、令和元年度は減少しておりますが、今年度に入り接種をされたため、実際は前年度並みの接種率となっております。

最後に子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年度はほかの2つのワクチンと同じく年度途中からで、高校1年生の女子を対象としており、接種延べ人数は50人で接種率71.4%、23年度からは基本的に中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、接種延べ人数が305人で接種率85.9%、24年度287人で83.7%、25年度25人で10.8%、26年度1人で0.5%、27年度から30年度0人、令和元年度3人で0.8%となっており、25年度以降接種者数が大きく減少しております。これは子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となった平成25年に、ワクチンの接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛が、接種後に特異的に見られたことから、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われており、町におきましては、この勧告を受け、個別に接種案内通知を控えたことなどが影響しているものと考えます。

続きまして、(ロ)子宮頸がん検診クーポンはについてお答えいたします。

子宮頸がんは子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分から発生します。婦人科の診察で観察や検査がしやすく、発見されやすいがんで早期に発見すれば比較的治療がしやすく、予後のよいがんですが、進行すると治療が難しいことから、早期発見が極めて重要であるとされており、国立がん研究センターのデータによると、全国で毎年1万1千人の女性が子宮頸がんになり、約2,800人が亡くなっているとのことでございます。

子宮頸がんは20歳代後半から増加しますが、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働省のホームページによりますと、子宮頸がん予防のワクチンにつきましては、子宮頸がんの原因となるウイルスのうち、50から70%のウイルスの感染を防ぐことができ、またがんを予防する効果も確認されているとのことでございます。

なお、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるわけではなく、感染の可能性があるた

め、がん検診を受診していただくことが必要です。

厚生労働省が定める、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、市町村において行うがん検診の項目が決められておりますが、子宮頸がん検診につきましては、20歳以上の女性を対象として実施することとされております。

町におきましても、20歳になる女性に対してクーポン券を送付し、子宮頸がん検診を無料で実施していただいております。20歳の方の子宮頸がん検診受診率の推移でございますが、平成21年度7人で受診率8.8%、22年度7人で10.4%、23年度6人で8%、24年度5人で7.7%、25年度11人で12.5%、26年度5人で7.5%、27年度3人で5%、28年度3人で6.5%、29年度8人で12.9%、30年度9人で13%、令和元年度3人で5.5%と、20歳以上の受診者全体の受診率が毎年おおむね20%前後であることに比べますと、20歳の方の検診受診率は低い状況となっております。

20歳の方の検診受診率が低い要因といたしましては、若い世代の方は、まだ病気に対する関心が薄いことや必要性を感じないこと、また検査を受けるのが恥ずかしいといった気持ちもあるのではないかと推測するところがございますが、検診を受けていただくよう勧奨をしてみたいと考えております。

続きまして、(ハ)今後の施策はについてお答えいたします。

子宮頸がんの予防接種につきましては、先ほども申し上げましたが、積極的な接種勧奨の再開につきましては、国の専門家による部会において、副反応の報告例等と参考に検討されているところですが、再開との結論には至っておらず、町としましても引き続き積極的な勧奨は控えていかざるを得ないと考えるところでございます。

しかしながら、ワクチンの効果とリスクについて正確に対象者の皆さんにお伝えすることは大切であると考えております。

厚生労働省では、対象者とその保護者向けのパンフレットを今年度新しくし、子宮頸がんと子宮頸がんワクチン及び子宮頸がん検診についての説明とともに、ワクチンの効果とリスクについても説明しており、パンフレットには接種をお勧めするお知らせをお送りするのではなく、希望される方は接種を受けられるよう、皆様に情報をお届けしています、との記載がございます。

接種を希望される場合は、定期接種として受けることが可能ですので、ワクチン接種によるがん予防の効果とともに、副反応の可能性についても十分ご理解いただき、かかりつけ医等とご相談の上、接種いただけるよう対応しているところでございます。

また、接種勧奨を控えてから7年が経過する中で、定期接種の対象者は接種の可否を判断できるよう、町でも今年度から対象者全員に個別で通知をし、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望すれば接種が可能であること等についてもお知らせをしているところでございます。

今後も引き続き対象となる方には、厚生労働省のパンフレットとともに個別でお知らせをし、必要な情報を提供してまいりたいと考えております。なお、子宮頸がん検診につきましては、20歳の受診対象者で11月を過ぎても未受診の方には、毎年12月に再度受診勧奨の通知をしておりますが、受診率が高いとは言えない状況でございますので、町のホームページや広報さかきで、子宮頸がんについて情報提供を行い、検診の必要性についてお知らせをするなど、より多くの方に受診していただけるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 所長より細部にわたり懇切丁寧にご説明をいただきました。私これ七、八回やっているから、同じようなこと聞いて大変申し訳なくは思っているんですが、なかなか私が思うようにやってくれないという、そういうことで、何度でもやるまで質問するよと、私宣言しておりますので、そんなふうだと思います。

これ見れば、町長なんか百も承知でしょう、私何度もやっていますから。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、これはおぎゃあと生まれた赤ちゃん、坂城町で守ってあげようと、とにかく大事な子供を守ろう、そっから始まったわけです。

任意接種が22年、これ見ると22年の頃は割合パーセンテージも少なかったわけです。やはり定期接種になるとが一と上がるわけです、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌。残念ながらもう一つの女の子たちを守ろうじゃないかというのは、逆に今、所長のほうからもお話ございましたが、残念ながら25年の定期接種始まったときから、落ちちゃったという、こういう何か不思議な現象が起きた。これは今のお話があったように、副作用があったから、当然その分なんです。

副作用が起きちゃったってということで、みんなやらなくなっちゃった。ほとんどゼロです。26年、27、28、29、30、令和1年は3人ばっかやってらっしゃる、あとは全部ゼロです、これ。とんでもないことです、坂城町にもかわいい女の子は、この子たちも中学1年生ぐらいのときに接種をしろと言われております。これみんなやらない。

この子たちが二十歳になった、二十幾つ、30ぐらいまであるでしょうが、結婚するようになったときにどういう状況だというと、何と二十歳から30歳までの女性のがんは子宮頸がんが一番、一番断トツ。その後、肺がんとかいろんなものがあるでしょうけど、せつかく子どもを産む世代、何かおかしくないですか。少子化だ、少子化だ、大騒ぎして、子どもを産んでくれる世代のところへそういう現象が起きている。これに対して国もそうです。県もそうです。何にも手をつけていない。だったら坂城町でやりゃいいんですよ、こんなこと、簡単なことだ。

今度、いろいろそうは言ったって、これはまた一生懸命考えてくれているんでしょう、少子化のことを考えれば。子宮大事だ。そしたら、今度子宮頸がんの二十歳になったら、ただでいいからやれって、この紙切れ持ってきや、先生診てくれるから、ただでいいや。

坂城町は出しているんです。一生懸命やっているんです。だけど、今お話を聞けば、いろんな状況あるでしょう。平成21年のときに7人しかやってないでしょう。この町は、何人対象だと

思います。80人対象なんだよ。7人しかやってねえんだよ。命守ってあげようと思ってんのに。みんなそうですよ。21年、22年だって、67人対象者、60人ぐらい来りゃいいやつを7人しか来てねえ、本当に。

平成25年はよかったのと思えや、これ今度88人いるんです、対象者。11人です。受けたのは。最近の平成30年だって69人いるんですよ、対象者の女の子が、坂城町には大事な子どもが9人しか受けてねえんだ。令和元年もそうです。55人いるんです、対象者の女の子が3人しか受けてねえ。何でこれほったらかしとくんですか。

これ専門家ですよ。日本小児科学会は、積極的に接種するよう推奨しているんです、日本国の。アメリカの話をごこやっているんじゃないですよ。比べてみれば、検診率です。欧米では80%いっているんです。どうですか。日本は20%だ。二十歳過ぎたら、全ての女性は子宮頸がん検診を受けることが大切なんです。それなのに今言ったように、80人やるところを六、七人しか、坂城町、子ども達がやってねえんだ。がんになること分かっているのに放置しているんです、これ。こんなばかなことあっていいんですか。

皆さんもご存じのように、SDGsなんかみんな喜んで、私なんかもやっていますが、世界保健機関です。WHO、ここでは子宮頸がんワクチンの安全性に関する諮問委員会があるんです。町長は英語得意だから、私よく分かりませんが、頭文字なんでしょうけども、GACVSというワクチンの安全性に関する諮問委員会ってやつができとる。ここの、国連のWHOから日本は何て言われていると思います。こんなこと言われているんです。乏しいエビデンスに基づく政策決定、これ町長分かるでしょう。

しかも、これ日本の判断を名指しして非難しているんです。SDGsやっているところの、国連のWHOで、先進国じゃねえのか、日本は。私は先進国だと思っておりますよ。

(…)の悪口言っちゃいけねえけれども、(…………)じゃないですか。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、そういうところは全部、少なくとも80%ぐらいのことやっているんです。日本20%です。子ども達にワクチン打ってねえんだ。アメリカなんか八十何%まで全て、男の子のところまでワクチン打つ状況になっている。じきゼロ宣言するそうです。子宮頸がん。子宮頸がん撲滅です。

日本は大氾濫、これからもっとどんどん持ってきてくる。こんな実状許せねえんじゃねえですか。国や県がやんなかったら、我が町からやりゃあいいんですよ、これ。

コロナのワクチンはなくて、このワクチンうんとあるんじゃないですか、これ。しかも二十歳になったら、町がお願いしているんだ、皆さん行きなさいよと、お医者さんへ。調べ行ってこうよと、ただでいいから。これが行かねえんだよ、80人のうち7人だけ。

それで、町長、私はもう一回言いますが、この問題は子宮の部分だから、微妙なんです。女性にこの問題を提起してもらいたいような気がするんですが、なぜ、私やったかっていうと、この

問題何度も言いましたけれども、少子化問題なんです。どんどん人が減っちゃうんです。本来は国や県が先んじて行うべきであるこれ問題なんです、国会でこういう話しなければいけないんだ、本来。それも考えれば、町長、未来に禍根を残さないように、町長のマニフェストってあるんでしょ。この坂城町をどうするんだって言ったら安心、安全でしょ、1番真っ先に。町長がいつもおっしゃっていることに相通ずる問題だと、私は思うわけです。

所長には、さっきあれだけ丁寧に説明していただいたから、今後の施策の部分のところは、町長のご所見をここで、私は伺っておきたいと思いますが、議長よろしくお願いたします。

町長（山村君） 私、中嶋さんとほとんど同じ意見ですけども、国が7年間ほっといて、積極的に勧奨しないようにと言ったら他はある意味従わざるを得ない。

さっき所長がお話しましたように、子宮頸がんそのもの、子宮頸がんワクチンについて、子宮の検診、この3つをご理解いただいて、今のところは定期接種、全員やんなさいということにはならないかもしれないけれども、ご理解いただいて受けていただける方は、定期接種と同じように受けられるわけですから、それは、先ほども案内出していると言ってましたけれども、その3つをしっかりとご理解いただいて進めるようにしていければと思っています。今、中嶋議員言われたように、世界中で日本だけです、こんな扱いしているのは、7年間もほっといちゃいけないと思います。

だけでも、坂城町だけ積極的に勧奨することも、なかなか言いづらいんで、この3つをよくご理解いただいてご判断いただくというPRを、よく説明していきたいと思っています。

13番（中嶋君） ありがとうございます。やっぱり思いは同じだなと思います。あんまりこういう言い方がいいませんが、お立場もあるでしょうから。

私は、町長はやっぱり坂城町の町長でありますから、総括的に町を見なきゃいけない、我々議員だから少しぐらい角度の変ったようなことを申し上げているわけです。しかも14人いるんだから、みんな個性派の連中だから、ましてや余計私はこういう性格でありますから、本当私が提案したいのは、坂城町からやったっておかしくはないんです、こんなことは、私は思っています。

町長と一致するところは、おかしいなと思っていますよね。既に、7年もほったらかしたんだらうと、国おかしいじゃねえかということは、その辺は私相通じました。

坂城町の町長でありますから、今、コロナもそうでしょう。国のほうからGoToがどうたら、いろんなこと最初やりましたけれども、途中から分からんようなっちゃって、都道府県に、俺に言わせりゃ、丸投げしたでしょう。これもわかりなんです。現場にいる人、長野県では知事です。長野県の事情はよく分かっています。総理よりは分かっています。

だから、私は丸投げしたことは、いいとは思っています。官邸で考えるだけじゃなく、日本はそうは言っても広いですから、その理論を、コロナ理論を子宮頸がんワクチンに当てはめること

は、私は日本で一番真っ先に坂城町が手を挙げてやるぞと、いいと思いますよ、それは。

命守るんだから、坂城町の子ども達の悪いわけねえでしょう。国が何を言おうとそんなの関係ねえから、やりゃいいんです。

(.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....)

これ以上、私がやって第2質問あれなもので、言いませんが、あるとき町長、できましたら、英断してください。何とか、いろんな研究して、町長がさっき言いましたように、7年間何も国はほったらかしているんだというところ相通じています。

何か一つ、いいアイデアマンであります町長も、何か坂城町の女の子たちを守るために知恵を出し合っていこうじゃありませんか。これ以上やりません。私は。

次の質問に入ります。

②新工業団地について。

(イ) 今までの経過は、町長招集挨拶で触れておりましたが、詳細説明と進捗状況をお尋ねいたします。

(ロ) 予約状況は、完売しているとも聞くが、コロナ禍の時代となり、予約の状況も変わってきているのではないかというふうに思います。この部分をお尋ねいたします。

(ハ) 今後の施策は、予約状況にもよるが、コロナ禍が収束すれば、経済も、私はV字回復ができるのではないかと考えております。何人かの会社の社長にお話を聞くと、できれば二、三年の間には工場用地というものはほしいもんだよと、ほしいというときに、できりゃ1年ぐらいでほしい、ということはあんまり先に行ってしまうと、景気がどうなるか分からないとも言ってお

りました。

私の計算では、ミヤリサンに前田工業団地を平成28年の9月に購入していただき、新工業団地の販売は令和4年の4月ですか、何かそんな予測があるようであります。ざっくり計算しますと、ミヤリサンに売ってから、六、七年かかって新しい工業団地を造ってるという理論になるわけです。六、七年間は町で用意した工業用地はないということになります。

多少ちょっと葛尾の下の辺にちょこっとした土地があるぐらいのことで、坂城町にはすぐほしいときに、工場、また工業用地がなかったのも、他町村に移るなどということがないように、既に一生懸命今、新しい新工業団地やっているんですが、私に言わせりゃ、もう新第2工業団地も早急に準備を始めていかなければというふうに思うものであります。この辺のところをご答弁を願いたいと思います。

以上であります。

町長（山村君） 中嶋議員さんから2番目として、新工業団地についてご質問がありました。イ、ロ、ハ、今までの経緯、予約状況、今後の施策ということでございます。

本件についても、議員と何回かやりましたけれども、前の議論でも8ヘクタールくらいほしいんだけど、とりあえず4で行こうかということで、4ヘクタール弱ですけども、ようやくと芽の見えるようになってきたということで、令和4年から分譲開始できるようになってきた。そっからまた考えていく、そっからといいますか、常に考えていくことだと思います。

順次お答えします。まず、イの今までの経過でございますけども、工業用地の確保につきましては、町内企業の新たな事業展開や事業規模拡大、企業誘致など、雇用創出による地域経済の活性化ですとか、町内への移住、定住の促進にもつながるため、工業団地の整備を町の重点施策の一つとして位置付け、計画的に行ってまいりました。

戦前、戦後の企業誘致が「ものづくりの町」としての礎を築き、今では、製造業約200社が集積し、先端設備を導入して高い付加価値による高品質な製品を製造しております。町内企業は、その優れた品質と高い技術力を持って海外にも進出し、生産工場や販売事業所など、約20か国で事業展開がされております。

町の工業団地整備は、平成元年の金井中之条工業団地の整備に始まりましたが、今回の新工業団地につきましては、町内複数の企業を皆さんから新たな事業用地を求めるとご要望をいただいたことから、平成29年度に町関係団体からなる新工業団地造成箇所選定会議を開催し、新工業団地造成場所の決定をいただいたところであります。

また、平成30年度には、地元の事業説明会を行い、今回の新工業団地の事業計画と合わせて、町の交通インフラの骨格をなす坂城インター線の延伸部分と鼠橋通りをつなげる町道09号線の道路計画を進めることについてご了解いただいたところであります。

また、今年の5月17日には新型コロナウイルス感染症対策を施した中で、2回目となる事業

説明会を開催し、事業用地の買収単価の合意も得る中、地権者の皆様及び関係団体から、事業を進めるご承諾をいただいたというところであります。

また、事業用地の農振農用地からの除外については、坂城町農業振興地域整備促進協議会における調査、協議、長野地域振興局への農用地区域の除外にかかる事前協議、そして県知事への農業振興地域整備計画変更の本協議を経て、10月29日付で同意をいただきました。

用地買収に伴う譲渡所得の特別控除につきましては、長野税務署に事前協議書を提出し、現在、審査をいただいております。特別控除の確認が済みましたら、地権者の皆さんに、今後の事業予定や譲渡所得の特別控除などに関する説明を行い、用地のご契約をお願いしていくこととなります。

次に、ロの予約状況はでございますが、現在のところ地権者との用地買収に係る契約が済んでおりませんので、これまでに工業団地分譲に関する公募は実施していない状況でございます。今後、地権者との契約が整った段階で、工業団地分譲に関する公募を実施し、工業団地の取得の意向を正式に確認してまいりたいと考えております。

また、分譲先企業の決定につきましては、正式に応募いただいた企業について、町工業立地審査委員会において、使用用途、工場等の建設時期、雇用計画や地域経済に与える影響など、総合的に審査し、売却先企業の選考を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、全く目当てがないというわけではございませんで、前に工業団地説明したときの、逆に言いますと、町内の企業の皆さんから土地がほしいという要望があつて始めたところありますので、既にご要望の声を出していただいたところとも、ここには接触を取りますけれども、正式にはこれからということでもあります。

次に、ハ、今後の施策はについてお答えいたします。

ものづくりの町である当町が将来にわたって持続的に発展していくためには、今後も継続的に工業振興施策を実施していく必要があり、新たな工業団地の整備も重要な検討事項であると考えております。

工業団地の整備にあたり、町内外の企業における新たな事業用地に対する需要を把握する必要があることから、支援機関や金融機関にもご協力いただきながら、情報収集に努めており、状況によっては、企業に直接お伺いし、企業用地に対する需要や意向をお伺いしているところでもあります。

また、現在進めております工業団地につきましては、坂城インターや国道18号、またテクノさかき駅に近接している等の立地条件のよさから、分譲計画を知った町外企業からも問合せもあり、当町の工業用地に対する一定のニーズもあるものと感じております。ご案内のとおり、工業団地の整備には、多くの手続が必要となり、多くの時間と労力を要する一方で、企業における工業用地の需要は景気動向による変化してまいります。町といたしまして、引き続き町内外の企業

における工業団地のニーズや景況感の把握を行い、常に検討する必要があると考えております。

しかしながら、まずは現在進めている工業団地をしっかりと鋭意進めていくと考えております。
以上でございます。

13番（中嶋君） 町長より詳細にご説明をいただきました。ありがとうございます。

今、町長が言っていたように、私に言わせりゃ、さっきもちょっと言ったのは、ミヤリサン売ってから六、七年、要は坂城町の町で提供できる工業用地がなかったということで、私は何度もこの質問をしています。やれば早くやらなきゃ駄目だよということでありました。

そして、町長が今おっしゃった、粛々とおやりになっているようで、それはそれでいいと思います。もちろん今の坂城町の工場のことをいろいろ述べておりましたので、壁の上塗りのようなこと言いますが、これは当然ですが、私もこの町に住んで70年近く生きとるわけですが、長野県下でもやっぱり坂城町は工業で一番となった町です。長野県で一番工業がうまくいったのがこの町です。誘致条例とかいろんなものつくって、いろんなことしてやった先人のご努力があったからこそ、今があるということでもあります。

ですので、これから10年、20年先のことをやろうなんて、いろんな一環のことで研究なされて、素々案なんかもつくったわけですが、町長、自分でもおっしゃってましたように、今言ったように、10年、20年、30年、50年先を見据えて、誤りのない施策をきちっとやっていかなければいけないと、私も思うものであります。町長はそこも百も二百も感じとると思いますが、カッコいいこと言えば、それが我々今生きている、町長、これ使命じゃないですか。

坂城町、来年、再来年、10年で終わるんじゃないです。永遠に続いていくんです、坂城町は。ここが大事なんです。やっていきましょうよ。頑張ってください。我々がいなくなってもこの町は立派にしとこうじゃないですか。今やるチャンスなんです。

だから、今造っているから、町長粛々やってもいい、この次も考えていかなければいけませんよ。もしかしたら、明日から手をつけて第2工業団地をさらにいかないといけないかもしれません。ご答弁の中にいろいろありましたので、町長も分かってんだと思いましたので、これ以上申し上げませんが、ひとつ子孫、子ども達のために頑張っていこうではありませんか。

さて、国内各地で猛威を振るっている新型コロナウイルスであります。先程も申し上げましたが、いよいよイギリスでは、アメリカ製薬大手ファイザーとドイツのバイオ医薬品企業でありますバイオンテックが共同開発した新型コロナワクチンの接種が始まります。もう今打っているでしょうね、ちょうどこの時間、イギリスでは。こんな状況であります。

そして、また我が国、日本では、ワクチン接種促進に向けた改正予防接種法が、先だって参議院本会議で可決成立しております。菅総理は10月の所信表明でコロナワクチンについて、来年前半までに全ての国民に提供できる、その数量を確保し、高齢者、基礎疾患のある方々、医療従事者を優先して無料で接種できるようにすると約束をいただきました。

私は立派な総理だと思います。堂々ときちっと国民に対して約束したんだから、そうはいいまでも、来年前半と掲げたのは来年7月開催の東京オリンピック・パラリンピックに合わせるための話であったとは思っております。

私は、菅総理もそういうふうに言い切っていただきました。総理の願いでなく、これは全日本人の願いだと思っております。来年こそはコロナが収束して、東京オリンピック・パラリンピックが正々堂々と開催できることを願ひまして、今年最後の一般質問を終わりといたします。

恒例であります。最後に一句添えます。新型コロナ鬼滅の刃に託します。

以上で一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、計画行政について。

今年度は、第6次長期総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、多くの計画策定が目白押しであります。

その中で、時間の制約もありますので、今回は町の基本的な計画であります総合計画と総合戦略につきましては、それに注目して質問したいと思います。

イ、計画の体系化。

初めに、今年度策定されている計画は、いくつありますでしょうか。その中で、全体計画と個別計画の別では、それぞれいくつになるのでしょうか。

今年度、多くの計画が策定されていますが、町では既設計画も含めると、相当数の計画が存在します。そこで、この際、計画の体系化を図っていただき、例えば、健康づくり、母子保健、食育推進等を健康ブロックとして、障がい者、障害福祉、障害児福祉等を障害者ブロックとしたり、公共施設、学校施設、公営住宅施設を一括りにして、各種インフラ長寿命化計画と連携させるなど、部門別にまとめて一覧表などにして、それが長期総合計画に結びつくような、誰が見ても計画の結びつき、体系が分かるようにしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ロ、総合計画について。

次に、総合計画と総合戦略が素々案として提示されました。

はじめに、第6次長期総合計画についてお伺いをいたします。

第5次長期総合計画では、「人がともに輝く ものづくりのまち」のキャッチフレーズで、自律のまちづくりを基本において策定がされました。

第6次計画策定にあたり、この第5次計画をどのように評価をし、そして第6次計画へどのようにつなげたのでしょうか。お聞きをいたします。

アンケートについては、総合戦略にも共通した質問構成で、千人を対象に回答率は47.7%のもとで、満足度、重要度などを分析をしています。対象を千人とした根拠と半数に満たない、回収率47.7%を反映された分析結果をどのように見ているのでしょうか。

多くの計画が策定されつつありますが、恐らく、個別計画と総合計画などの全体計画は同時進行されてきたと思います。一般的には、個別計画がやや先行し、全体計画がそれを吸い上げる技法が普通であります。その個別計画の姿が見えてきません。

一般的には、個別計画と総合計画のすり合わせをどのように進めてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

折しも、長野広域連合広域計画の素案が提示され、令和3年度からの5か年計画がスタートいたします。長野広域連合をはじめ、上田地域広域連合、長野地域連携中枢都市圏、上田地域定住自立圏など、広域的な計画との整合性は確保されているのでしょうか、お聞きをいたします。

そして、素案の説明会を今月15日に文化センターで開催する予定となっておりますが、計画ができあがったそのあかつきには、町民にはどのように周知されるのでしょうか。作成された計画書の町民説明会なども予定をされているのでしょうか、伺います。

ハ、総合戦略について。

次に、総合戦略についてお尋ねします。

第1期戦略では、町の将来像を「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」と定めましたが、第2期は総合計画と一致された将来像にしてあります。統一としたそのお考えをお聞きをいたします。

4つの基本目標は、1つ、就業機会、2つは子育て、そして3つは人の流れ、流入、4つ目は、安心のまち、地域づくりと、これは第1期計画と同じ目標であります。第1期の踏襲と見てよいのでしょうか。そしてまた、その踏襲されたお考えもお聞きをいたしたいと思います。

重点プロジェクトは、1、スマートタウン、2、雇用の創出、それに3、子育て・教育・福祉のオールインワンの3つが掲げられました。この3つを選んだ理由とスマートタウンを継続した理由、それに共通テーマをスマートタウンにしたかをお伺いをいたします。

次に、重要業績指標（KPI）をそれぞれに設定されていますが、その目標値はどのように算出したのでしょうか、算定の基準や方法は国で示されているのでしょうか、その点もお聞きをいたします。

第1期戦略で地域エネルギー推進組織、坂城スマートタウン推進委員会を立ち上げ、スマートタウン構築に向けた事業計画の策定がうたわれています。どんな活動がされてきたのでしょうか、委員会は第2期でも活動されるのでしょうか、お聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番として計画行政について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。

私からは、イの計画の体系化についてご説明を申し上げまして、あとは担当課長から説明申し上げます。

今、お話ありましたけども、令和3年度からスタートするこの時期に、これから申し上げます、大変大きな坂城町の第6次総合計画はじめ、全部で16あるんですけども、いろんな計画がスタートします。

その計画の中の骨子をなす、骨太の計画がやっぱり総合計画、上位計画だと思っております。それを今、素々案という形でつくって個別の計画を併せていくと、見ていくということでありますので、今、さっき言われた、小さな計画を積み上げて大きな計画をつくるというわけにはいかないだろうと思っております。やっぱり全体像を見せて、それで同時並行的にもしていただくということだと思っております。

ご説明申し上げます。

今、申し上げましたけども、今年度、令和3年度からの10か年の町づくり全体の基本構想を定める、坂城町第6次長期総合計画をはじめとして、来年度からの5年間を見据えた第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、数多くの計画の策定が予定されており、それぞれ有識者の方を交えて策定作業を進めているところであります。

10月26日には、総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を開催し、町の最上位計画である次期の長期総合計画とともに、国土利用計画坂城町計画や総合戦略などにつきまして、委員の皆様には計画の素々案を提示し、ご審議をいただいたところであります。

現在、審議会及び懇話会におきまして、ご審議いただいた内容を整理し、素案を策定したところであり、昨日、12月7日からホームページ等でこの素案をご覧いただける形を整える中で、皆さんからの意見公募を行っているところであります。

また、来週15日には、新型コロナウイルス感染症対策を講ずる中で、直接町民の皆様には計画の概要をご説明する第6次長期総合計画等説明会を開催する予定であります。

今後の流れといたしましては、お寄せいただいた意見等を整理した上で、原案として総合計画審議会にお諮りし、答申をいただく予定であります。

そして、最終的に総合計画の基本構想について、議会の議決を経る中で、年度末には策定公表をしまいたいと考えております。

また、そのほかの計画につきましても、長期総合計画と並行して今年度末の策定に向け、作業を進めてまいります。

さて、ご質問の今年度策定されている計画の数についてであります。先ほど申し上げましたが、現行の計画が目標年度を迎え、内容を見直すもの、新たに策定するものを合わせまして、

16の計画がございます。

その中で、計画の内容が多岐にわたり、町全体の計画として位置づけられる計画は、長期総合計画や創生総合戦略のほか、国土利用計画、公共施設個別施設計画の4つの計画となります。

また、分野、範囲が特定される計画につきましては、12計画となっており、内訳といたしましては、障がい者福祉分野で3計画、高齢者福祉分野で2計画、保健・健康分野で3計画のほか、施設維持・管理関係で3計画、男女共同参画分野で1計画について策定を進めているという状況となっております。

こうした中で、長期総合計画と各個別計画の結びつきが分かるようにというご提案であります。長期総合計画は10か年を展望した町の将来像とそれを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する基本構想に基づき、これを具体化するために、各分野の施策を横断的に網羅した基本計画で構成しているところであります。

総合計画は、まちづくりの施策全体をまとめた最上位計画であることから、次期計画におきましては、各分野の個別計画について総合計画の中でお示しし、関連が見てとれる形に工夫したいと考えております。

長期総合計画は、10年ごとに策定しているところであり、現行の第5次計画の10か年の中でも総合戦略をはじめ、公共インフラに係る長寿命化計画や個別施設計画など、新たに作成した計画もございますことから、第6次長期総合計画の中で各種計画の体系立てについて、分かりやすく見ていただける形を整えてまいりたいと考えているところであります。

先ほど申しあげましたように、来年度スタートの計画がもうこれだけたくさんありますので、ただ、逆に言うと、てんでんばらばらにスタートするのではなくて、一緒にスタートしますので、全体と整合性の取れた計画づくりができればなというふうに思っております。

以上であります。

企画政策課長（臼井君） 計画行政についてのご質問のうち、ロの総合計画、ハの総合戦略について、順次お答えをいたします。

初めに、ロの総合計画についてであります。現行の第5次長期総合計画は、その基本構想を平成23年3月に、町議会の議決をいただく中で策定し、基本計画については、中間の平成27年度に、社会情勢などを考慮する中で見直しを行い、後期基本計画として策定をしてきたものでございます。

第5次長期総合計画の評価につきましては、昨年、令和元年度に長野大学から分野ごとに8名の先生方にご参画をいただく中で、事業の評価・検証を行ったところでございます。

策定当時におきましては、当時の社会情勢などを考慮し、未来を見据えた計画となっております。基本構想については、策定から10年、基本計画につきましても5年がたち、その間の社会情勢の変化などを見据える中で、今後の課題などについて明らかにし、今年度の6次計画策

定につなげてきたところでございます。

なお、今年度の計画策定にあたりましては、検証に引き続き、長野大学の先生方にご参画をいただき、作業を進めております。

次に、策定にあたり実施した住民アンケートについてであります。統計学的には、アンケートの信憑性を得るために、一般的に1万人を超える母集団に対しては、370から380件程度の回答が必要であると言われております。そこで、過去における同様のアンケートの回収率等を参考に、この数以上の回収を得るため、今回、千人の皆さんに対して調査を依頼したところでございます。

結果といたしまして、477人の方に回答をいただき、その分析結果については、統計学的に見ましても、十分信憑性のある結果であるものと考えております。

いただいたアンケートの分析結果につきましては、各課で共有し、各種計画の課題整理や計画策定にあたっての基礎資料として利用しているところであります。

続いて、個別計画と総合計画のすり合わせについてであります。各分野の個別計画につきましては、時を同じくして、今年度策定するものもありますし、策定の時期が異なるものもございます。

長期総合計画の策定にあたりましては、全課横断的な庁内会議を逐次開催し、情報を共有し、調整を図る中で、個別計画とのすり合わせを行い、策定作業を進めてまいっております。

また、長野広域連合をはじめ、上田地域広域連合、長野地域連携中枢都市圏、上田地域定住自立圏のほか、国や県の計画等との整合につきましても配慮するとともに、特に今年度策定される長野広域連合の広域計画及び長野地域連携中枢都市圏の長野地域スクラムビジョンにつきましては、連携を密にし、計画の進捗や最新の内容を確認する中で整合を図り、策定作業を進めてきたところであります。

次に、総合計画策定後の町民への周知につきましては、広報さかきに掲載し、町民の皆様幅広くお知らせをするとともに、町ホームページを活用し、全文をご覧いただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、町内の主な公共施設に計画書を用意し、手にとってお読みいただけるような対応も併せて実施したいと思っております。

ご質問の、説明会という形は現在のところ考えておりませんが、さかきふれあい大学の出前講座のメニューに載せて、依頼があれば、随時内容の説明をしてまいりたいと考えております。

続いて、ハの総合戦略についてのご質問であります。最初に「まちの将来像」につきまして、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、坂城町人口ビジョンに掲げた人口の将来目標実現のために取り組む具体的な施策やプロジェクトを示すものでございます。

現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年度をもって計画期間が満了することから、現

在、第2期の戦略策定を行っております。

次期、戦略の策定にあたりましては、総合的なまちづくりの在り方を示した町の最上位計画である長期総合計画との計画の始期の整合を図るため、昨年度、現行の総合戦略の計画期間を1年延長し、新たな総合計画との連動性を高めた計画策定を行っているところであります。

こうしたことから、総合戦略のまちの将来像につきましても、長期総合計画のまちの将来像を掲げ、目指す方向を明確にしたいと考えているところでございます。

続いて、基本計画の設定につきまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、まちの将来像を実現するための取り組みとして、4つの基本目標を設定したいと考えております。

基本目標につきましては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、引き続き、1としてしごと、2として出産・子育て、3として人の流れ、4としてくらしの4つのテーマが基本目標として設定されており、町におきましても、そうした国の方針を踏まえる中で、引き続きの設定を行うものでございます。

一方で、重点プロジェクトにつきましては、現行の重点プロジェクトの進捗を勘案するとともに、次期総合計画との整合を図る中で「環境にやさしく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」、2つ目に「新たな工業団地の造成を核とした雇用の創出プロジェクト」、それから3つ目といたしまして「子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト」の3つを掲げているところでございます。

1つ目の「環境にやさしく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」につきましては、これまで同様に、町全体でのクリーンエネルギー化を進めるとともに、昨年の台風災害の教訓を生かすべく、そこから一歩進んで、災害発生時のエネルギー確保や情報技術の活用など、より広い視点でスマートタウン化を進めるものでございます。

2つ目の「新たな工業団地の造成を核とした雇用の創出プロジェクト」につきましては、新たな工業団地の造成による企業立地を推進し、雇用・就業環境を整え、併せて新分野の創業支援により、町の特性である産業の活性化と雇用の創出を目指すものでございます。

3つ目の「子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト」につきましては、GIGAスクール構想の実現などによるデジタル変革への取り組みとともに、子育て・教育・福祉の相互に関連したサービス機能の複合化を行うことで、利便性を向上させ、全ての世代が住みよい、魅力的なまちづくりを推進するものでございます。

また、第2期総合戦略から各基本目標に共通する横断的なテーマとして「デジタル変革への取り組み」と「SDGsの達成」の2つの共通テーマを新たに設定し、その実現に向けた取り組みを進めております。

このうち、デジタル変革への取り組みにつきましては、サブタイトルとして、「未来の技術を

活用したスマートタウンの実現」を掲げておりますが、ここでの「スマートタウン」につきましては、環境や安心・安全といった課題のみならず、町を取り巻く様々な課題に対して、ICT、IoTなど、デジタル化による情報技術を横断的に活用することで、町全体で持続可能なスマートなまちづくりを推進していくことを表しているものでございます。

続いて、KPIの設定につきまして、総合戦略は重要業績評価指標（KPI）を設定することで、成果目標を目に見える形で定め、PDCAサイクルによる継続的な取り組みを図ることとされております。

KPIにつきましては、国の基準や計算式などはありませんが、その設定につきましては、事業効果や将来予測、検証委員会の評価結果などを勘案する中で、各施策の効果を客観的に検証できる項目と目標値を設定しているところでございます。

最後に、スマートタウン推進委員会についてでございますが、第1期の総合戦略の重点プロジェクトとして掲げられた、坂城スマートタウン構想推進事業の推進母体として、坂城スマートタウン推進委員会に、スマートタウンの構築に向けた具体的な取り組み等についてご協議をいただく中で、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた事業がスタートいたしました。

事業の具体化を契機として、平成28年度にスマートタウン推進委員会は、その発展型となるテクノさかきスマート工業団地事業化検討委員会に移行し、さらに具体的な検討が進められてまいりましたが、設備設置経費の財源として予定していた国の補助金の補助率が引き下げられたことや法的な課題等もあり、事業を進めても採算性が取れないことなどから、事業を見直すこととしたところであり、それに伴って、委員会も休止となった状況でございます。

今後につきましても、引き続き、町全体のスマート化を目指し、新たな事業等を展開する際など、必要に応じて推進委員会についても開催してまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 大体内容が分かりました、つかめてまいりました。

ちょっと、多少、基本構想に入ります。基本計画に入りますが、いくつかご質問したいと思っております。

まず、交通手段の関係ですが、長野・上田方面への公共交通手段は今、しなの鉄道が主になるわけですが、村上地域から通勤通学あるいは生活面でしなの鉄道を利用するには、1日数本の循環バス、それ以外には自転車、自家用車、タクシーというふうに頼るわけがあります。

自転車は、冬季の積雪あるいは凍結通行は危険であります。特に高齢者は危険度が高くなります。村上地域と鉄道を結ぶ、例えばですが、デマンド型交通など、町の東西を結ぶ交通体系の構築が、地域の交通体系づくりに大切な要素と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりでは、地域で支え合う、地域ケアシステムの構築が必要となっております。超高齢化社会を迎える中で、この地域ケアシステムの構築は大変重要であります。

一方で、特別養護老人施設はじめ、施設の受け皿も、これが大切であるわけであります。高齢者施設、施設については、どのようにお考えか、その辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから、今、新型コロナが猛威を振っています。新型ウイルスはワクチンなど治療薬が完成すれば、対処することでもあり、計画への位置づけはちょっと悩ましいところでもあるわけがあります。

ただ、今回のように、社会経済に極めて大きな影響を及ぼしていることも事実であります。本町でも、商業、工業など企業側は大きな痛手を被っています。基本計画の第2章の第4節に、感染症対策、これがうたわれてはおります。がしかし、商工あるいは観光面へもこの新型ウイルスへの対応・対策をもう少し散りばめていいように思うが、その辺はいかがでしょうか。

そして、この総合戦略のほうでは、関連するSDGsのゴールということがありまして、それぞれその該当するマークが載せてあるわけであります。これ、どういうふうに解釈していいか、その辺をちょっとお聞きをしたいというふうに思うわけです。

それから、総合計画にもありましたけれども、重点プロジェクトの1のところ、2次利用可能な防災に関するオープンデータ数というふうに書かれております。それはどんなものか、それについてもお聞きをしたいと思います。

以上であります。

建設課長（大井君） 地域の交通体系づくりについてのご質問にお答えをいたします。

地域の交通体系の構築に向け、区長会、民生・児童委員会、社会福祉協議会、老人クラブや地域の交通事業者など23団体で構成する地域交通利用促進協議会に部会を今後設ける予定でございます。

その部会において、地域の交通体系づくりのため、循環バスの利用者や町民の皆様の要望をお伺いし、循環バスの運行方法の研究やデマンド交通などを含めた交通体系について検討を進めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 高齢者施設についてのご質問をいただきました。お答えをいたします。

町内には、現在、入所系、通所系、合わせて8か所の高齢者施設ございます。そのうち特別養護老人ホームあるいはグループホームといった、介護保険制度に基づく入所の施設については4か所ということでございます。

その中の地域密着型特別養護老人ホーム1施設におきましては、昨年度から今年度にかけて、9床の増床の整備がされたというところでございます。特別養護老人ホーム等の施設の基盤整備につきましても、広域的な要素を多分に含んでまいります。今後のサービス利用者の見込みですとか、事業者さんからの施設整備の要望等を踏まえ、圏域あるいは全県といった単位での調整も入ってまいります。県が策定する県の高齢者プランあるいは町が策定しております介護保険事業計画に基づきまして、計画的な整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、商工観光面におけるコロナ対応とSDGs、それからオープンデータに関わる再質問についてお答えをいたします。

まず、商工観光分野におけるコロナ対応につきまして、第6次長期総合計画におきましては、策定にあたっての現状と課題の把握の段階から、新型コロナウイルスへの対応を重要なポイントの一つであると位置づけておりまして、基本計画の健康づくりの分野である、第2章第4節において、感染症対策の項目を新設させていただいたところであります。

それとともに、全体にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響についても考慮する中で、計画策定を進めているところでございます。

商工分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や新しい生活様式に対応した機能維持や事業継続に向けて、インターネットを活用した情報配信や通信販売などへの取り組みの支援などについて、計画に位置づけているところでございます。

また、観光分野につきましても、感染症対策に配慮したイベントなどの取り組みの必要性に加えて、情報発信の充実を通じた観光拠点や飲食店、イベント情報などの効果的な発信について計画に掲げ、周遊性の高い観光を目指すとしているところでございます。

続いて、SDGsに係る表記についてであります。現在策定を進めている第6次長期総合計画や第2期総合戦略ではSDGs、持続可能な開発目標の達成を目指すまちづくりを、全ての項目に共通する横断的なテーマとして設定しております。

町が取り組む施策や事業は、SDGsに掲げられた17のゴールと深く関わっており、町の将来像の実現や地方創生の目標につきましても、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念に合致するものでございます。

総合計画や総合戦略に掲げた、それぞれの施策や取り組みに関連するSDGsのアイコンを具体的にお示しすることで、SDGsの17のゴールと事業の結びつきについて、視覚的により分かりやすくイメージしていただければと考えているところでございます。

続いて、オープンデータについてのご質問ですが、オープンデータとは、町が保有するデータを第三者が活用できる一定のファイルの形式で、インターネット上に公開するものでございます。

防災関連のオープンデータといたしましては、消防水利施設や指定避難所などの情報を想定しているところでありますが、国のオープンデータの推進方針を踏まえ、地理情報システムの活用などを含め、様々な分野におけるオープンデータの公表について、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 総合計画は、公の目的を設定し、その目的を達成する手段を総合的に提示する行為というふうにあります。中でも、その目的を達成する手段が重要であります。それは町民の参加と協働であり、戦略的計画であってはなりません。素案の説明会が予定されていますが、より多くの町民の意見、要望を聞き、それを十分くみ取った立派な計画が策定されますことを期

待をして、次の質問に移ります。

農業振興について。

本町の農業は、地域農業づくり、地域おこし、基盤づくり、それに活性化といった、多彩な展開を図る農業振興が進められてきました。そして、これからは地域特性を生かした農産物の生産振興を図る、特色ある地域農業が推進されようとしています。そこで、これからの農業振興について、順次お伺いをいたします。

イ、農業の現状と課題。

農業を取り巻く環境は、農産物自由化や異常気象など、マクロ的な対策が求められています。こうした背景のもとに、市場ニーズや気候変動による品質低下など、本町の農業分野への影響はどんなのでしょうか。

次に、U I J ターンや定年帰農者を含めた新規就農者の確保や農地中間管理機構などの活用による耕作放棄地の集積・集約化を通じ、効率的な営農展開を支援する、地域農業を維持する、地域農業を維持発展からのこれまでの推進状況をお聞きをいたします。

併せて、人・農地プランの推進状況についてもお聞きをいたします。

また、付加価値の高い農業を目指すため、6次産業化の取り組みなどのアグリビジネスのほか、多様な営農形態が就農できるよう支援するなど、柔軟性のある産地づくりがうたわれていますが、どんな状況にありますでしょうか、お聞きをいたします。

農業経営基盤強化の面では、認定農業者制度による農家の育成の促進や農地の流動化を進め、担い手農家への農地の集積を図るなどの推進状況、これはどんな状況でしょうか、お聞きをいたします。

一方、農業振興地域整備計画は、平成10年3月に制定されたままで、その後の社会的・経済的諸情勢に対応し、他産業との調和を保ちつつ、地域農業振興の確立に向け、見直しが必要ですが、見直し状況はどのようになっているのでしょうか。そして、こうした農業の現状から問題点や課題についてお伺いをいたします。

ロ、農業振興に向けて。

農業振興に向けては、特色ある地域農業を目指して、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりを柱に展開されようとしています。

はじめに、これから目指すターゲットを、特色ある地域農業に定めようとしたその意図を伺います。

次に、特色ある地域農業に向かう柱を地域づくりと産地づくりに定めた理由は何なのか、お尋ねをいたします。

農業振興に向けては、担い手の確保・育成、耕作放棄地荒廃地対策、ICT活用、経営基盤の強化、インフラ長寿命化計画の行動体制などのソフト面と農地の集積・集約化、農業用水、ため

池、土地改良、各種施設の推進、生産基盤、環境整備などのハード面がありますけれども、両面からのそれぞれの事業推進をどのように進めていくのでしょうか、お聞きをいたします。

全国農業協同組合中央会の中家徹会長は、教訓の一つに「国消国産」、すなわち国内で必要なものを国内で生産する、自由貿易は否定はしないけれども、できるだけ国内で供給していくと、こういうことを打ち出しています。本町でいうならば地消地産であります。

また、天候不順で農作物が高騰する場合があるが、農家や農地が減り、生産基盤が弱まっていることが背景にあるとも指摘をしています。

一方で、JAながのの発足により、農協組織も拡大し、市町村との距離も遠くなり、これまでどおりの密な連携が遠のくのではないかと懸念する向きもあります。農業振興に向けた農協組織との関連については、どのようにお考えでしょうか。

そして、最後に、組織体制についてとありますが、この推進の中心的な役割を担うのは農業支援センターではないかと思えます。その農業支援センターを基軸に、具体的にどのように農業振興を図っていこうとしているのか、お聞きをいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、農業振興についてのご質問に、イ、農業の現状と課題から順次お答えをいたします。

今年の1月の日米貿易協定の発効に続き、先月のRCEP、東アジア地域包括的経済連携への署名により、関税の原則撤廃のみならず、知的財産の保護、人の移動、技術協力などの幅広い分野を含んだ自由貿易の波が迫っており、実現すれば、世界の人口の約半数、世界のGDPの3割にあたる規模の広域経済圏が実現することから、最も注目すべき枠組みの一つとされています。

一方で、日本の農家への影響が大きい米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖の重要5品目は、関税の削減・撤廃の対象から除外され、政府は輸入について、過去のEPA（経済連携協定）の範囲内に抑制され、国内農業への影響はないとしております。

そうした中で、まず輸入自由化による農産物の市場ニーズの影響でございますが、ぶどうは国内消費における9割を国産品が占めており、影響は限定的と見られております。また、りんごも果汁を除き、9割ほどが国産品であり、国際競争力も高いことから、直近での市場ニーズが変わるものはないものと見られております。

しかし、中長期的な価格の下落や関税撤廃後の相手国の動向など、見通しが不透明であることから、今後も情勢を注視していく必要があると考えております。

また、昨今の異常気象による影響につきましては、ぶどうやりんごなど、果実類において、着色不良、着色遅延や日射による日焼けなどが懸念されております。

続いて、人・農地プランの進捗状況と営農推進についてお答えを申し上げます。

当町では、平成24年、25年における各地区のプランを策定後、平成27年度から5年間に31名の新規就農者が新たに加わる中で、その方々を人・農地プランに組み込みながら見直しを

行ってまいりました。

また、昨年の村上地区の意向調査に続き、今年度は坂城、中之条、南条地区の耕作者の方々に
対し、アンケートによる営農に対する意向調査を実施しているところでございます。

この結果を踏まえ、認定農業者等へ農地の集積や集約化を図ることで、農地の流動化と適正な
有効活用につながるものと考えております。

次に、柔軟性のある産地づくりの状況でございますが、ぶどうやりんごなど、既存の農産物の
生産振興はもとより、新たな品種や品目の導入及びその付加価値化、高度化を図るため、ぶどう
の有利販売のための冷蔵庫の事業導入をしたほか、町内ワイナリーにおけるワインやシードルの
製造販売の取組支援、水田活用による転作作物生産のための機械導入、施設栽培による施設整備
の事業補助を通じて、農業者の基盤強化を図ってきております。

また、ブランド事業補助による商品開発や販売促進に対する支援は、農業者や中小事業者の付
加価値を高める取り組みとして活用いただいているところでございます。

次に、担い手農業への農地集積の進捗でございますが、当町の認定農業者及び認定新規就農者
については、平成27年度からの5年間で23経営体が新たに取得し、令和元年度で合計46経
営体となっております。

また、農地集積につきましては、認定農業者及び認定新規就農者の農地集積面積は71ヘク
タールに及んでいるところでございます。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてでございます。

今年度策定を進めております国土利用計画第4次坂城町計画との整合を図るとともに、国道
18号バイパスや坂城インター線の整備を見据えた計画の見直しを進めてまいりたいと考えてい
るところでございます。

次に、農業の現状における課題についてでございますが、全国的な課題でもある農業者の高齡
化や担い手不足のほか、農産物の価格低下と生産規模の縮小及び耕作放棄地の増加が挙げられま
す。

水稻などの土地利用型農業においては、より一層の経営効率化に向けた農地の面的集約や将来
的な担い手の確保・育成が急務でございます。

また、農業所得の向上を図るため、コスト低減と省力化、自由貿易を見据えた産地競合を避け
るための品質向上、鳥獣被害対策など、多岐にわたる中で持続可能な農業経営のための支援や事
業活動など、個別に対応することが必要であると考えているところでございます。

続きまして、ロ、農業振興に向けてについてお答えをいたします。

まず、特色ある地域農業の意図についてでございますが、町の基幹品目はぶどうとりんごであ
り、それ以外にもバラやねずみ大根、ワインぶどうといった地域資源のほか、様々な農業が営ま
れております。これら多様な農業が織りなす特徴的な地域農業の発展を目指していきたいという

ことでございます。

また、特色ある地域農業の柱として、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりを掲げておりますけれども、農業者の高齢化が進む中で、定年帰農者や異業種からの参入者など、様々な担い手が今後の地域農業を担っていくことになるものと考えております。

そのため、これまでの対応に加え、新たな動きに合わせた地域農業を形づくとともに、産地の再構築による農業振興を推進していく必要があり、新しい地域農業づくり及び魅力ある産地づくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、農業におけるソフト面とハード面における事業推進でございます。

町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、例えば、水稻などの土地利用型農業の担い手に対しては、農地を貸したい所有者の意向を、人・農地プランのアンケート結果等を通じて把握し、農地を仲介する、農地中間管理事業によって、集積・集約化を促進するとともに、耕作放棄地を含めた一体的な土地利用についても、合わせて有効活用を図るなど、エリア化した土地利用を考慮していくことが重要であると考えております。

また、必要に応じて荒廃農地等再生利用補助事業による農地再生や畦を撤去した大型水田の整備など、簡易な面的整備を検討するとともに、スマート農業やICT技術などの導入推進についても、効率化や省力化、コスト低減を図るため、事業活用の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

農業用水やため池などハード面につきましては、坂城町土地改良施設インフラ長寿命化計画において対象としている農業用水路、頭首工及びため池などを、昨年度と今年度の2か年で、劣化状況などの施設の機能診断を行っております。

この診断結果を基に、施設の改修に係る中長期的な将来の見通しを把握し、コストの平準化を考慮しながら、効率的かつ効果的に必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興に向けた農協との関連についてでございますが、現在の多様化する消費者のニーズを踏まえた産地の方向性や地域農業の在り方を進めるため、農協と行政の連携は必要不可欠であると考えておりますので、今後とも地域農業を支えるパートナーとして、事業連携等強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、農業支援センターによる農業振興の方策でございますが、農業支援センターは、農業委員会、農協、農業団体、行政などからなる組織として、地域における担い手の育成・確保や認定農業者等の支援により、望ましい農業構造の確立と耕作放棄地の再生利用等に資することを目的としております。

具体的な方策としましては、就農希望者に対する相談、認定新規就農者資格の取得と経営計画の作成支援、営農相談や現地指導の実施、荒廃農地の発生防止や荒廃農地解消のための農機具貸出し、アグリサポート事業、ワインぶどうの生産振興など、農業支援センターの関係組織・団体

の協力の下、農業の情勢変化の対応に努めてまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） 再質問を申し上げたいと思います。

いろいろお話をいただきました。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農地を担い手ごとに集約したり、それから農地中間管理機構により、耕作放棄地等の貸し借りが今進められているわけであります。

本町の農地中間管理機構による貸し借りは、現在、どんな状況にありますでしょうか、お聞きをいたします。

この法律の第26条第1項により、農業者、それから農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用について、定期的に協議の場を設け、公表するというふうになっているわけであります。

そして、町では、平成28年3月の30日に村上と中之条地区、そして平成29年の3月23日に坂城、南条地区、それぞれに公表をされています。この公表ですが、結構年月がたっているわけですが、いろいろな進捗状況によって、今後もまたいろいろな中で公表がされるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

また、この事業の推進にあたっては、人・農地プランが基軸になるというふうに見ていいのかどうか、その辺も合わせてお聞きをいたしたいと思います。

それから、農業対策の1つに、横坑トンネルの利用促進や放置されたガラスハウスの再利用なども、既存施設の利用の課題が浮かんでくるわけであります。

日光が当たらず、温度差も少ない独特の農業生産環境を生み出している強みを活かしたトンネル利用のさらなる向上、あるいは放置が続くにつれて危険度が増すガラスハウスの修復再利用、ガラスハウスはほんの一部を利用されているようですが、こうした既存施設の活用にも今以上に目を向けていかなければならないかと思いますが、その辺の利用の状況と、それから対策であります、その辺についてお聞きをいたしたいと思います。

そして、村上地区においては、野生鳥獣の被害防止のための侵入防止柵の設置が、網掛地区でほぼ完成、完了するという段階に来ているわけであります。

ところが、野生鳥獣は山から里に下りてくるだけでなく、千曲川の河川敷一帯にも生息している向きがあるわけであります。今、河川敷にあります特に畑地であります、農産物の被害が年々増えております。特に、モロコシだとか、そういうものについては被害に遭って、生産ができないというような、そうした悲痛も聞こえるわけであります。

そして、生ごみなんか始末で畑に埋めるんですが、それも掘り返してしまうというような現実もあるわけであります。

そうしたことから、河川敷農地の被害対策もこれは必要だというふうに思うわけですが、その辺のお考えもお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問に順次お答えをいたします。

まず、農地中間管理機構による農地貸借の状況についてでございますけれども、令和元年度が16件、農地面積がおよそ1.9ヘクタール、令和2年度では現在までで5件、農地面積がおよそ1ヘクタールといった状況でございます。

次に、法律第26条第1項に係る中心的な役割を果たす農業者や農地中間管理事業の利用に係る公表の関係でございますけれども、認定農業者や認定新規就農者が新たに加わるたびに、地区での協議を踏まえた見直しを行い、その都度、プランの結果を公表していくこととしております。今後も公表してまいりたいということでございます。

また、人・農地プランにつきましては、農地中間管理事業とともに農地の集積・集約化に関して、今後とも基軸となる事業と考えているところでございます。

次に、横坑トンネル及びガラスハウスの利用状況と対策ということでございますけれども、横坑トンネルでは、現在、ホワイトアスパラガスや原木キノコの生産、転作水田で栽培されたサツマイモの長期保存のための貯蔵施設として活用をしているところでございます。

一方、ガラスハウスでは、トルコギキョウの生産振興のために、新規就農希望者への貸付けや、施設トマトの栽培での活用が進んでいるところでもございます。

これらの施設利用につきましては、農業者の規模拡大や初期投資を抑制した新規就農への利用、特産品振興の観点から、引き続き有効活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、千曲川河川敷内にある農地の野生鳥獣による被害対策ということでございますけれども、こちらについては現在も町内のほかの地域と同様、町猟友会への委託として駆除を行っているところでございます。

12番（塩野入君） 農業振興に向けては、様々に対策、対応が必要であります。農業者の高齢化、担い手の確保・育成、荒廃農地対策、基盤・環境の整備、生産振興、高付加価値化など、挙げて言ったら切りがないわけであります。

農業振興だけでなく、農業団体などの見直しやTPPやRCEPといったマクロ的な対応など、国内外の影響もあり、その舵取りは難しい局面にあります。

一方で、定年帰農者、都会からの農業移住や農業への法人参入といった農業への意欲の高まりや、昨今の農業技術の向上は目覚ましいものがあります。

こうした状況をしっかりと見極め、これからの進むべき方向を見定め、確固たる地域農業の発展を望みながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時26分～再開 午後 3時36分）

議長（西沢さん） 再開いたします。ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今議会は予算議会としての位置づけと考えておりますので、私は、令和3年度の予算編成並びに長期総合計画の初年度に来年はあたりますので、それらを中心に質疑を行いたいと考えております。

同僚議員からいろいろ質問がありまして、重複することが多いかと思っておりますけれども、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

さて、令和2年度は中国の武漢より発生を見ました新型コロナウイルスにより、全世界が感染対策に政治資源の多くを費やし、国民の命と生活を守ろうと全力を挙げて努力をした年と考えております。

特効薬、ワクチンの開発にも時間が必要でございますが、ようやくワクチンにつきましては、先発メーカーにおいてイギリスで認証がなされまして、本日、接種が始まるというマスコミからの報道があります。

当坂城においても長野圏域に属するというので、その感染拡大が収まらないために、感染拡大警報レベル4という大変厳しい状況に置かれていたわけでございますけれども、12月4日に若干の感染レベルが下がってきたということで、レベル3ということに引き下げられました。

しかし、昨日の新聞報道によりますと、当町でも感染者が出たという報道があります。こういう状況でございますので、私どもの日常生活の中におきましては、感染対策にさらに留意して生活をしていくことが重要ではないかと、こんなことを痛感させられる今日この頃でございます。

このような状況ではありますけれども、当坂城町の経済状況をマクロ的に見てみますと、製造業におきましては、装置産業を除く企業の中におきまして、若干残業を始めた企業、あるいは募集が始まったというような明るいニュースがございまして、製造業全体の生産では自動車、その他の産業が回復基調に乗り始めてきているなというふうなことを実感させられるところでもございます。

しかし、サービス業に関しましては、ご案内のように大変厳しい状況でございます。Go To Eat、あるいはGo Toキャンペーン等もやっておりますけれども、なかなか感染の拡大という部分と経済の回復という、ウィズコロナ、経済と両立させるという非常に難しい舵取りをしているわけですが、なかなか目に見えた成果が出すことは難しいということが言えるかなというふうな感じを致しております。

そのような中、先ほども申しましたように、イギリスではコロナ対策ワクチンの認証が行われ接種が始まり、ソ連でも接種が始まったというようなことがありますので、恐らく各国ともこの

動きはさらに加速されることが予測されるというふうに思っております。

先日、OECD（経済協力開発機構）の声明として、令和3年度の経済見通しが発表されました。中国、あるいは韓国が中心となって来年度の世界経済を牽引して回復基調には向かうと。しかし、感染前の水準に戻るかというと、これは若干難しいのではないかとというふうな経済見通しを出されました。これらの声明の中には、ワクチンの開発、あるいは特効薬の開発ということも見据えて、コロナも来年の中では収束に向かうんじゃないかというふうな判断をされて、こういう声明が出されたのではないかなというふうに考えております。

このように、非常にまだまだコロナ禍の中で政治経済が混迷の状態を呈しておりますけれども、時期も12月に入ってまいりました。来年度の予算編成をしなければいけないという時期でもございます。非常に厳しい経済状況の中で、当町といたしましては、輝く未来を奏でるまちをキャッチフレーズにして、第6次長期総合計画、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略、坂城町人口ビジョン、公共施設の個別計画等、国土利用計画の見直し等、いろいろな新しい事業を並走しながら進めていかなければいけないという、大変将来に向けては重要な時期を迎えているということであろうかと思っております。

したがって、このような状況の中においては、坂城バイパスの、この10年の中では供用が始まりますし、坂城インター線も恐らく供用が開始されるということになりますと、坂城の町を道路のインフラ整備というふうな大きな事業の中で、新しくまちづくりを始めなければいけない。そんな計画もこの10年の長期計画の中に入っているという、私どもこれから若い人たちに坂城町を託す、その基礎をつくる大きな分岐点に来ているようなそんな感じがするわけでございます。

したがって、今回計画したもの、事業については、いろいろ困難はあるでしょうけれども、私どもが本当に着実に積み上げながら計画を達成して、本当に輝く未来を奏でるまち、これをつくっていかなければいけないというふうな気持ちを持っておることだと思っております。

特に、まだ今年もコロナ禍というようなことで、国の財政編成方針なんかはまだ決まっていない、予算規模等についてもまだ不明な点が多いという中で、この議論を、質疑をするわけですが、数字が分からないにしても、考え方の議論は私この場所でできるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

特に、コロナ禍で経済が疲弊した中で、私ども、国、県、市町村の予算編成は非常に重要な意味を持っていると。やっぱりこういう平時と違って大変な時期だからこそ、公共の予算編成というのは経済を復活させたり、あるいは地域を引っ張っていくという大きな使命を持っているというふうに考えておりますので、私は、緊縮財政型の予算編成ではなくて、メリハリの利いた積極型の予算編成を望むところでございます。

そんな思いを持ちまして、1、来年度の予算編成についてお聞きをしたいと思います。

イとして、自主財源の見通しはどのように考えているのか。

ロ、予算規模の想定は。

通年ですと60億プラマイというのが常識的な数字だと思うんですけども、この辺は大体どうなるのか。

ハ、重点施策は。

来年度はどの程度この計画に盛り込まれるのか。

ニ、それと、新型コロナウイルスの感染対策の中で起きたまだ対策をしなければいけない支援策について、どう考え予算化していくのか。

以上4点について、町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

総務課長（柳澤君） 1、令和3年度予算編成についてのご質問に順次お答えしてまいります。

日本国内の経済は今年4月の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により、大変厳しい状況が続き、内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、前期比年率マイナス27.8%と、リーマンショック後の17.8%を超えて戦後最悪のマイナス成長となりました。その後の7～9月期は速報値で前期比年率プラス21.4%と4期ぶりのプラスとなり、比較可能な1980年以降で最大の伸びとなったことが公表され、同じく内閣府による11月の月例経済報告においても、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとして、やや上向き方向となりました。

また、毎月日本銀行松本支店が公表している長野県の経済動向によれば、前回の厳しい状況が続いているから、一部に持ち直しの動きが見られるものの厳しい状況が続いているとし、生産についても減少から持ち直しの動きが見られるとされ、内閣府の月例経済報告と同様、上向きの観測となっております。

しかし、現状では全国的に感染者数の増加が続いており、地域によっては酒類を提供する飲食店等に対し営業時間短縮要請がなされるなど、経済情勢はいまだ予断の許さない状況でございます。

また、町内の状況については、主要20社への3か月ごとの状況調査によると、生産量及び売上げは、今後においてプラスまたは変わらないと見込む企業が前回調査時より増加し、回復の兆しが見えるものの、前年同期との生産量及び売上げの比較では、マイナスとの回答の企業が多いことから、住民生活や地域経済情勢はいまだ厳しい状況にあることがうかがわれるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の町政への影響は、終息の目途が立たない状況であって不透明であり、来年度の予算編成は大変難しく、財源の確保も厳しいものになると考えております。

ご質問のイ、自主財源の見通しですが、自主財源の約6割から7割を占める町税を中心に答えいたします。

町税の増収を支えてきた法人町民税においては、昨年10月から法人税割の税率が11.9%

から8.2%に引き下がったことにより、次年度においては通年でこの影響を受け、今年度よりさらに減収が見込まれることや、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の減少が懸念されるところでございます。

また、個人町民税についても、時間外労働の減少やボーナスの減額による所得の減少等により、今年度と同程度の税収を確保することは大変厳しいと考えております。

同じく町民税とともに町税の主軸である固定資産税についても、3年ごとの評価替えによる近年の地価下落の反映による固定資産課税標準額の減額や、企業の工場など大規模建築の新築件数の減少により、税の減収が予想され、町税全体においても増収を期待することは難しい状況でございます。

なお、固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の売上げが減少した中小事業者等を対象に、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税につきましては、申請により減額となることから、税の減収が見込まれますが、減収分につきましては、国から町に補填される制度運用がなされる方向性でございます。

一方で、ふるさと寄附金については、多くの皆様からご寄附をいただき、今年度においては本議会に上程している一般会計補正予算（第12号）において7千万円を増額したことにより、前年度より約3千万円増の1億8千万円の寄附金を見込んでおり、今後においても自主財源の一つとして期待するところではありますが、町税の減収分までは賄うことは困難な状況と思われ、自主財源の確保については厳しいものになると考えているところでございます。

次に、ロ、予算規模の想定はについてでございますが、経済危機につきましては、過去において平成20年9月のアメリカの投資銀行であるリーマンブラザーズホールディングスの経営破綻に端を発し、世界規模の金融危機が起こったリーマンショックがございました。

町におきましては、法人町民税等が大きく減少となったことから、翌年の平成21年度の当初予算編成時では、財政調整基金を前年度対比プラス32%、5億9,500万円を繰り入れる中で厳しい予算編成でございました。

一方で、町予算の財源としては町民税等の自主財源のみではなく、国から交付される地方交付税や再配分される地方消費税等の交付金、特定の事業実施のための国、県等からの補助金などの依存財源もございます。

今年度におきましては、国の新型コロナウイルス対策への取り組みにより、特別定額給付金事業補助金約15億円や、感染症対策として地方創生臨時交付金約2億4千万円が交付され、現在の町予算は約87億円とかつてない額となっており、町税が減収であっても、国庫補助事業等の実施により予算規模は大きく膨らむ可能性があることから、現時点におきましては次年度の予算規模を見込むことは難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、令和3年度の予算につきましては、町税等の減収が予想されるとこ

るではありますが、地方行政に対する国、県等の動向等を十分注視し、補助金等の活用を図る中で、住民ニーズに沿った公共サービスを提供してまいりたいと考えております。

続いて、ハ、令和3年度の重点施策はについてでございますが、今お話にもございましたけれども、令和3年度は町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画をはじめとして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、坂城町公共施設個別施設計画等に位置づけられた施策のスタートの年でありますので、これらの計画に沿って、取り組むべき施策の優先順位をつけて事業実施に努めてまいりたいと考えております。

具体的な施策につきましては、現在各課において次年度の事業組立て、予算要求を行う段階であり、今後事業内容等の精査、調整を図った後、重点施策について3月議会でお示しできるかと思われまます。

また、各課からの予算要求にあたっては、町税等の一般財源の収入見込みが厳しい中で、社会変容や価値観の変化等による住民ニーズの変化を的確に把握し、限られた財源の中で効率的、効果的な施策展開となるよう、既存事業についても徹底した見直しを図ることとしたところでございます。

次に、ニ、新型コロナ対策の支援はについてでございますが、現在感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動も行っていく段階と言われております。今後の支援につきましては、新型コロナウイルスを取り巻く状況が刻一刻と変化する中で、国、県等においても様々な対応を図っており、町におきましてもその動向に留意し、状況の変化に応じた支援を行っていく必要があるかと存じます。

現在国において、第3次補正が検討されており、町におきましても取り組むべき時期も変わってくると思われ、令和3年度の当初予算で計上するもの、あるいはそれを待たずに令和2年度補正対応となるものの、両面で新型コロナ対応に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

なお、令和3年度当初予算編成においては、コロナ禍における公共サービスの在り方を考慮する中で、事業実施の可否及び感染拡大防止対策を踏まえた実施方法等の検討を含めた予算編成にまいりたいと考えるところでございます。

10番（朝倉君） ただいま、予算編成についてご説明をいただきました。

いずれにしても、コロナ禍に伴う混迷した社会情勢の中でそれを乗り越えていくこと、それには令和3年度の予算編成ということが非常に重要な鍵を握っているような気がいたします。

その中で、当坂城町を考えましたときに、都会あるいは長野県の位置するというようなことで、地域間格差あるいは業間格差等々、私どもにもハンデはあるわけでございますが、特に第3次産業を中心としたサービス産業の業績回復ということについては、大変厳しい状況をどうやっていくかということが、私は重要なことになってくるのではないかとこのように考えております。そ

ういう意味におきまして、予算編成の中においては十分その辺も留意をされて、支援策の策定をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

そういうような気持ちもございまして、今職員の皆様も町内の飲食店から食事をテイクアウトして、協力していただいているという話をお聞きしました。議会といたしましても、今年ずっと一緒にやらせていただいているんですけれども、今日から三日間、些細ではございますけれども、町内の飲食店の皆様からおいしい昼食をテイクアウトしていただいて、多少でも協力したいという意味で、この計画を現在常任委員会の副委員長、両副委員長が中心になって進めていただいております。

そんなようなことで、何としてもこの厳しい状態を切り抜けながら、次年度の後半はオリンピックも開催したり、いろんな経済を正常に戻すイベントもございまして、そんな意味で、ぜひ総務課長、予算編成にも、先ほどお話しあったような形で、町長の英断をいただきながら前向きな予算編成をぜひお願いを申し上げて、次の質問に入りたいというふうに思います。

先ほど、同僚議員からもお話がありまして、長期総合計画、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略について説明をいただいたわけですが、私は先ほどからお話しているように、コロナ禍で、せっかく若い学生たちが学問を終えて社会に出ようとしたときに、また就職難というふうな、非常に大変厳しい環境をつくり出してしまったということで、誠にせっかくいい状態で自分たちの思った就職先ができるということになったと思ったら、この状態でその夢も破れてしまったと。これを急いで早く直していかなければいけないという気持ちもあるわけですが。

坂城町では先ほど申しましたように、重要な長期計画が何本も一緒にスタートするという重要なところでもありますし、重複して恐縮でございますけれども、坂城バイパスが供用される、あるいはインター線が供用されるという時期も間近でございますので、それらの長期計画を、財政難という中でやらなければいけない事業もあるわけですが、後送りしていくということは、やはり町の発展に対しては非常に私は障害が出てくるのではないかというふうな思いをしております、今日この質疑をしているわけですが。

そういう意味で、いろいろ難しいやりくりはあるんでしょうけれども、一旦決めたスケジュールについては何としてもそれを守っていただいて、後送りで事業推進にも非常に苦しくなるような状態だけはつくり出してもらいたくないということをお願いして、町としてこの長期計画をどんなスケジュールで進めていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから2番目の質問としまして、長期総合計画の推進（イ）として、長期総合計画がスタートする中で財政が厳しい中、計画の推進についてどのように取り組むのかというご質問がございました。

それから今お話ありましたけれども、町内の食堂関係をサポートするために、お弁当を取って

いただいていると。本当にありがたく思っております。町の職員も継続して取っております。また、まだ確定していないようですけども、年末のおせちを計画されているお店もあるようで、それらもぜひご協力いただければと思っておりますので。詳細はまだ決まっておりますけれども、初めておせちを作るお店もあるようで、どうなのかちょっと分かりませんが、もしアイデアが固まりましたらご協力をお願いしたいと思っております。

さて、総務課長から令和3年度の予算について説明をさせていただきました。説明ありましたように、税金については非常に厳しい状況であろうというふうに思っております。

しかしながら、これから来年度からスタートする長期総合計画のほか、先ほど16本の計画があると申しあげましたが、その計画を策定するにあたっては決してシュリンクした、切り込んだ計画ではいけないと思っております。長期計画をどのように捉えるかということは誠に大事だと思っておりますし、このコロナ禍も、来年からはワクチンの話もありましたし、明るい材料も出ておりますし、町の中では、先ほどお話ありました自動車関係を中心に立ち上がりつつあるということもあります。

坂城町では、台風19号で近隣の市町村のように致命的なダメージは受けなかったわけですから、体力を温存した中でのコロナ禍ということで、これからスタートするということだと思っております。言わば、これからの巻き返し、捲土重来をスタートするのが来年だろうというふうに思っております。

そんなことで、これから計画をいろいろ作っていくわけでございます。長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した、町政運営の基本となる最上位計画であります。

令和3年度から始まります第6次長期総合計画につきましては、今年度は昨年度に実施した第5次長期総合計画の検証に引き継ぎまして、長野大学の先生方に参画をいただく中で策定作業を進め、総合計画審議会を経て、基本構想、基本計画の素案を策定してまいりました。

昨日12月7日からは町のホームページで素案を公表するとともに、役場窓口等にも印刷したものを用意させていただいて、住民の皆様からの意見公募を行っているところであります。

また、来週15日には町の文化センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症対策を図る中で、住民の皆様に向けた第6次長期総合計画等の説明会を開催する予定であります。お寄せいただいた意見等を整理した最終的な計画案につきましては、総合計画審議会の答申をいただく中で、議会の議決を経て公表してまいりたいと考えているところであります。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症による経済や町の財政、町民生活などへの影響につきましては、感染状況についても拡大と縮小を繰り返している状況であり、今後の見通しが立てにくく、将来予想も大変難しい、厳しい状況となっております。

町が10月に主な町内企業20社に対して行いました7～9月の経営状況調査では、生産、売

上げとも前回調査よりもプラスと回答する企業が増えたものの、いまだ厳しい状況がうかがえる結果となっており、雇用情勢を含め見通しが立てにくい状況となっております。

そうした状況の中、新しい生活様式に適応した対応も進み、感染症対策を図りながら企業活動が行われ、回復の兆しも徐々に見え隠れしているところもございます。ワクチンの開発といった声も聞こえる中、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

さて、第6次長期総合計画におきましては、策定にあたっての現状と課題の把握の段階から、新型コロナウイルスの感染拡大を重要なポイントの一つであると位置づけており、基本計画の健康づくりの分野において、感染症対策の項目を新設するなどとともに、全体にわたり新型コロナウイルス感染症の影響についても考慮する中で、計画策定を進めているところであります。

この新型コロナウイルス感染拡大防止のために始められた新しい生活様式は、社会生活に大きな変化をもたらし、中でもICTを活用した生活のデジタル化が急速に進んでおり、感染症対策といった面からも、企業や行政においてデジタル変革に向けた取り組みが求められているわけがあります。

また、国際社会では経済、社会、環境の広範な課題に統合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指すためのSDGs、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みが進められており、当町におきましても、まちづくりの取り組みを通じてSDGsの達成を目指すこととしております。

こうした2つの視点を、第6次長期総合計画における町の将来像を達成するために推進する全ての施策に共通するテーマとして位置づける中で、デジタル変革を進め、新たな価値の創造や生活の質の向上、業務の改善などを図るとともに、SDGsの理念である誰一人取り残さないまちづくりについて、行政、住民、企業、関係機関などの連携のもとに進めることを基本構想に掲げていきたいと考えております。

現状におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等について予測が難しい状況ではありますが、長期総合計画は10年を見通した計画でありますので、中長期的スパンを見通す中では、萎縮することなく施策として着実に推進してまいりたいと考えております。

町の長期総合計画は、10か年を展望した基本構想及びこれを具体化するための基本計画、さらに基本計画を計画的に推進するための実施計画から構成されております。具体的な事業の規模や実施時期等につきましては、その時々々の社会情勢や町の財政状況等を勘案する中で、毎年度ローリング方式により、策定している実施計画の中で精査を行ってまいります。

さらには、長期総合計画の折り返しとなる令和7年度を目途に、社会情勢などの変化と合わせて基本計画の見直しを図るなどの対応を行いながら、厳しい財政下においても的確に計画を推進してまいりたいと考えております。

町の将来像の実現のためには、取り組まなくてはならない課題が数多くございます。課題解決

に向けた施策展開を着実に進めるために、行政と地域、事業者、関係機関が一体となって感染拡大の防止に取り組みながら、地域の活性化を図ることが大変重要であります。コロナ禍の中におきましても、質の高い住民サービスを維持し、新たな技術や考え方についても研究する中で、行政効率の向上を図り持続可能な町政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

10番（朝倉君） 長期総合計画について町長からご説明をいただきました。

特に、この10年計画については、町長3期目の意思の入った計画だというふうに理解をしておりますので、ぜひ実現に向けてリーダーシップをお願いしたいというふうに思うところでございます。

現在、コロナというものがどういう推移をもって来年度収束に向かうのかということについては、なかなか私どもも見通しのできない問題ではあると思いますけれども、やはりこれが来年も再来年もということについては、とても私どもが許される問題ではないというふうに思っております。

そんなことで、急いで生活様式を変えたり、もう一度自分たちの生活を厳しくして、急いでコロナの収束を迎えながら、新しい、私ども坂城町も10年に向かっての長期計画をスタートするわけでございますので、これから希望の持てる坂城町にぜひしていきたいということをお願いすると同時に、こういう大変な時期でございますので、町長を頂点として職員の皆さんにも英知を出していただいて、本当に今まで築いてきた先人たちの歴史の上にさらに新しいすばらしい坂城町ができるように、ぜひお願いをして私の質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時16分）